

(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)

第85条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査^{※1}を実施する場合、表85－1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85－2で定める事項を運転上の制限とする。

2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。

(1) 当直長は、1次冷却系の昇温開始^{※2}から適用を除外する前までに、表85－2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※3}。

(2) 当直長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表85－1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。

3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表85－3の措置を講じる。

※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。

(以下、本条において同じ。)

※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。

※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。

※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。

表85－1

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33－3 第1項，第2項および第3項
第37条（1次冷却系－モード4－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，2系統以上が動作可能であり，そのうち1系統以上が運転中であること
第38条〔1次冷却系－モード5〕 〔1次冷却系満水）－〕	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか，2号炉については1基以上，3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり，2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条〔非常用炉心冷却系 －モード4－〕	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1) 2系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84－3－1 (1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること (2) 加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること 84－4－1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84－4－3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84－4－4 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること

表85－1 つづき

適用を除外する運転上の制限	
第84条（重大事故等対処設備）	84－4－6 高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

表85－2

項 目	運転上の制限
1 次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5％以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること※ ⁵
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること
重大事故等対処設備	(1)電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統以上が動作可能であること (2)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること※ ⁶ (3)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能な状態であること (4)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能な状態であること (5)格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (6)高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※5：重大事故等対処設備を除く項目における動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

※6：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは，ポンプが手動起動（通常と異なる状態※⁷からの系統構成を含む）できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

※7：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等，通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85－ 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 第 1 項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A. 1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。	速やかに
	および	
	A. 2 当直長は、1 次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。	速やかに
	および	
	A. 3 当直長は、モード 5 にする。	20時間

(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)

第85条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査^{※1}を実施する場合、表85の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表85の2-2^{※2}で定める事項を運転上の制限とする。

2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。

- (1) 原子炉停止後の1次冷却系の降温過程において検査を実施する場合、当直長は、モード3となってから適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※3}。
- (2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系の昇温開始^{※4}から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。
- (3) モード5（1次冷却系非満水）において検査を実施する場合、当直長は、1次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに、表85の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。
- (4) 当直長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表85の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※5}。

3 当直長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表85の2-3の措置を講じる。

※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。
(以下、本条において同じ。)

※2：モード4において実施する場合は表85の2-2(1)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系満水）において実施する場合は表85の2-2(2)および表85の2-2(4)、モード5（1次冷却系非満水）において実施する場合は表85の2-2(3)および表85の2-2(4)を適用する。
(以下、本条において同じ。)

※3：格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。
(以下、本条において同じ。)

※4：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却材の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。

※5：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。

表85の2-1

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33-3 第1項、第2項および第3項
第37条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること
第38条〔1次冷却系 -モード5〕 〔（1次冷却系満水）-〕	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2号炉については1基以上、3号炉については2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること
第39条〔1次冷却系 -モード5〕 〔（1次冷却系非満水）-〕	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条〔非常用炉心冷却系 -モード4-〕	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3) エアロックが動作可能であること (4) 格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1) 2系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84-4-1 (1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること 84-4-3 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること 84-4-4 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること 84-4-6 高圧注入ポンプ（B、海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

表85の 2－2 (1)

項 目	運転上の制限
1 次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 %以上あること）のうち 2 系統以上が動作可能な状態であること※6
非常用炉心冷却系	低圧注入系 1 系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	2 系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	2 系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること

※6：動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

表85の 2－2 (2)

項 目	運転上の制限
1 次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 %以上あること）のうち 2 系統以上が動作可能な状態であること

表85の 2－2 (3)

項 目	運転上の制限
1 次冷却系	余熱除去系 2 系統が動作可能な状態であること

表85の 2 - 2 (4)

項 目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ 1 系統以上が動作可能な状態であること※ ⁷ (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ 1 系統以上が動作可能な状態であること (3) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系 2 系統が動作可能な状態であること (4) 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (5) 高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※ 7：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは、ポンプが手動起動（通常と異なる状態※⁸からの系統構成を含む）できること、または運転中であることをいう。（以下、本条において同じ。）

※ 8：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等、通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85の 2 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 第 1 項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A. 1 当直長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および	速やかに
	A. 2 当直長は、1 次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および	速やかに
	A. 3 当直長は、モード 5 にする。	20時間

(運転上の制限の確認)

第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。

2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1 ※2。

3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。

4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。

5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。

8 各課長は、第17条の5、第17条の6または第124条にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

9 各課長（当直長は除く）が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。

※1：第2節で定める頻度にも適用される。

※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。

表86

頻 この規定第2項または 第3項で定める頻度	度 延長できる時間	備 考
15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する。
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する。
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。
1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間 帯で確認する。
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。
10日に1回	3日	日単位の間隔で確認する。
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月＝31日 日単位の間隔で確認する。
3ヶ月に1回	23日	3ヶ月＝92日 日単位の間隔で確認する。
6ヶ月に1回	46日	6ヶ月＝184日 日単位の間隔で確認する。
1年に1回	92日	1年＝365日 日単位の間隔で確認する。

(運転上の制限を満足しない場合)

- 第87条 運転上の制限を満足しない場合とは、各課長が第3節第19条から第85条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長は、この判断を速やかに行う。
- 2 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
 - 3 各課長は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。
 - 4 各課長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点（要求される措置に対する完了時間の起点）から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表87の例に準拠するものとする。
 - 5 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直長は、13時間以内にモード3、37時間以内にモード4、57時間以内にモード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合、もしくは運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。
 - 6 当直長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。
 - 7 各課長は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。
 - 8 運転上の制限を満足していると判断するにあたり、当該条文の第2項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。
 - 9 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。
 - 10 各課長は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足していると判断した場合または当該運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。
 - 11 各課長は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに当直長に通知する。当直長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。
 - 12 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直長は、他の課長の所管事項であっても、要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課長に連絡する。

表87

条 件	要求される措置	完了時間
A. 機能 X が確認できない場合	A. 1 機能 X の代替機能を確認する。 および A. 2 機能 X を確認する。	1 時間 その後の 8 時間に 1 回 3 日
B. 機能 Y が確認できない場合	B. 1 機能 Y を確認する。 または B. 2 原子炉熱出力を 30% 以下に下げる。	8 時間 8 時間
C. 機能 X が確認できない場合 および 機能 Y が確認できない場合	C. 1 機能 X を確認する。 または C. 2 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間
D. 条件 A, B または C の措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 モード 3 にする。 および D. 2 モード 4 にする。	12時間 36時間

- (1) 要求される措置 A. 1 および A. 2（または要求される措置 B. 1 および B. 2）の完了時間の起点は、いずれも条件 A（または B）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置 C. 1 および C. 2 ならびに D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は、いずれも条件 C または D に移行した時点である。
- (2) 条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置 B. 1 または B. 2 を実施するが、いずれの措置も 8 時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8 時間を待たずに条件 D に移行することができる。このとき、要求される措置 D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は条件 D に移行した時点である。
- (3) 要求される措置 A. 1 を 1 時間以内に達成できない場合またはその後の 8 時間毎の確認ができない場合は、条件 D へ移行する。このとき、要求される措置 D. 1 および D. 2 の実施と並行して要求される措置 A. 1 および A. 2 を実施し、要求される措置 A. 1 が要求される措置 A. 2 の完了時間である 3 日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置 D. 1 および D. 2 の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件 D へ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置 A. 2 を 3 日以内（起点は最初に条件 A であると判断した時点）に達成させる。
- (4) (3)において、要求される措置 A. 2 を 3 日以内に達成できない場合は、その時点から条件 D へ移行する。このとき要求される措置 D. 1 および D. 2 の完了時間の起点は、改めて条件 D に移行した時点であり、最初に条件 D へ移行した時点ではない。
- (5) 条件 A（機能 X が確認できない場合）の要求される措置 A. 1 および A. 2 を実施中に条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、条件 C に移行し、要求される措置 C. 2（または C. 1）を 1 時間以内に達成すると、条件 C から条件 A（または B）に移行する。このとき再度、条件 A（または B）の要求される措置 A. 1 および A. 2（または要求される措置 B. 1 もしくは B. 2）を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件 A（または B）であると判断した時点である。

- (6) 条件A（機能Xが確認できない場合）の要求される措置A.1およびA.2を実施中に条件B（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2（またはC.1）の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1およびA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を起点とする完了時間となる。また、要求される措置A.1およびA.2が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。

（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

- 第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。
- 2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。
- 3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。
- 4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
- 5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課長と協議し実施する。
- 6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。
- 7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみなす。
- 8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。
- 9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。

- 10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長に通知する。
- 11 各課長は、第2項に基づく点検・保守および第3項において完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。

※1：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。

※2：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。

表 88

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 72 条の 3	・ 外部電源（3 号炉）	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間	・ 動作可能な外部電源について，電圧が確立して いることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回
			・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 ^{※4} が 動作可能であることを確認する。 ^{※5}	点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間（30 日） を超えて点検を実施する場 合は，その後の 1 ヶ月に 1 回
第 84 条 (84-12-3)	・ 使用済燃料ピット水位（AM） ・ 使用済燃料ピット温度（AM） ・ 使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃 料ピット監視カメラ冷却設備含む） ・ 使用済燃料ピット広域水位（AM） ・ 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピットに燃料体 を貯蔵している期間	・ 使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および 水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-15-1)	・ 空冷式非常用発電装置	モード 1， 2， 3， 4， 5 お よび 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 ^{※4} が 動作可能であることを確認する。 ^{※5}	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-15-2)	・ 300kVA 電源車	モード 1， 2， 3， 4， 5 お よび 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 ^{※4} が 動作可能であることを確認する。 ^{※5}	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-15-4)	・ 75kVA 電源車 ・ 可搬型整流器	モード 1， 2， 3， 4， 5 お よび 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 ^{※4} が 動作可能であることを確認する。 ^{※5}	点検前 ^{※3} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-15-5)	・ 代替電気設備受電盤 ・ 代替動力変圧器	モード 1， 2， 3， 4， 5 お よび 6 以外	・ 所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能で あることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の 1 日に 1 回

※ 3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

※ 4：モード 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード 1 からモード 6 以外の期間に限る）では，非常用ディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

※ 5：「動作可能であること」の確認は，非常用ディーゼル発電機 1 基を起動し動作可能であることを確認するとともに，残りの非常用ディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

表 88 つづき

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6 以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること、および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前 ^{※6} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5, 6	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※6} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※6} その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 (84-19-1)	・緊急時対策所用発電機	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※6} その後の 1 日に 1 回
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※6} その後の 1 週間に 1 回

※ 6 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

(運転上の制限に関する記録)

第89条 当直長は、モードを変更した場合は、引継簿に変更した時刻およびモードを記録する。

2 当直長は、各課長から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各号を引継簿等に記録する。

(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻

(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）

(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

3 当直長は、各課長から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各号を引継簿等に記録する。

(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容

(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果

(3) 運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、復帰していると判断した時刻

第4節 異常時の措置

(異常時の基本的な対応)

第90条 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事態が発生した場合、発電課長に報告する。

- (1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合 ※¹
 - (2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合
 - (3) 原子炉を手動トリップした場合 ※¹
- 2 当直長は、3号炉の使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合、発電課長に報告する。
- 3 発電課長は、第1項または第2項の報告をうけた場合、関係する各課長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。
- 4 関係する各課長は、第3項の依頼をうけた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電課長に連絡する。
- 5 発電課長は、第4項の連絡をうけた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡 ※²する。
- 6 第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第3項から第5項を省略することができる。

※1：予定された検査または確認による場合を除く。

※2：この場合の当直長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直長への連絡をいう。

(異常時の措置)

- 第91条 当直長は、第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。
- 2 当直長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお、3号炉の使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために、燃料取扱建屋空気浄化系の動作状況の確認または動作させる措置を講じる。
- 3 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生してから当直長がその収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。
- 4 当直長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。
- 5 第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、第92条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。

(異常収束後の措置)

第92条 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足してい

ることを確認する。

- 2 当直長は、第90条第1項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 3 当直長は、第90条第1項に該当する事態が発生した原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。
 - (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合
 - (2) 第17条、第17条の2、第17条の3および第17条の7の措置として原子炉をトリップさせた場合

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

- 第93条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。
- 2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
 - (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
 - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
 - (4) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

- 第94条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること
ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること
また、3号炉について、1ヶ月に1回^{※1}以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること
 - (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
 - (3) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
 - (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること
 - (5) 3号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること

※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。（以下、本章において同じ。）

（燃料の検査）

- 第95条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。
- 2 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、燃料取替の措置を講じる場合は SHIPPING 検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。
- 3 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。
- 4 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

（燃料の取替等）

- 第96条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 2 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。
- (1) 反応度停止余裕
 - (2) 最大線出力密度
 - (3) 燃料集合体最高燃焼度
 - (4) F^N_{XY}
 - (5) 減速材温度係数
 - (6) 最大反応度添加率
 - (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび $F^N_{\Delta H}$
 - (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび F_Q
- 3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。
- 4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと
 - (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること

（使用済燃料の貯蔵）

- 第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること
 - (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
 - (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
 - (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- 3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏え

い発生時においても臨界に達しないことを確認すること

- (5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること

表97

1号炉，2号炉および3号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	3号炉
2号炉	2号炉，3号炉※ ¹
3号炉	3号炉

※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。

(使用済燃料ピットの管理（3号炉）)

第97条の2 原子燃料課長は、3号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。

- 2 各課長は、3号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。

(使用済燃料の運搬)

第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。

- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること

- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
- (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること

- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

- 6 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。

- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。

- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量

を3ヶ月に1回、確認する。

- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。
- 5 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること
ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
- 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第99条の2 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。
 - (1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。
 - (2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- (3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。
- (4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- 3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第99条の3 放射線・化学管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

- 2 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
- (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表100-1

項 目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年

表100－2

項 目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
トリチウム	9.3×10^{13} Bq/年

表100－3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	・洗浄排水モニタタンク

（放射性気体廃棄物の管理）

第101条 当直長または機械計画第一課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表101－2に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

2 放射線・化学管理課長は，表101－2に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。

3 表101－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第105条第1項(1)に定める区域における換気は，この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は，フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は，表101－3に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表101－1

項 目	放出管理目標値 （1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性気体廃棄物	
希ガス	9.5×10^{14} Bq/年
ヨウ素131	4.4×10^{10} Bq/年

表101－2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
	原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画 第一課長

表101－3

分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度※1	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

（放出管理用計測器の管理）

第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表102

分 類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第103条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表103のとおりとする。

表103

頻 度	考 え 方
1 日に 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日， 7 月 1 日， 10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く

第7章 放射線管理

第1節 区域管理

(管理区域の設定・解除)

第104条 管理区域は、添付4に示す区域とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、添付4における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表104に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線・化学管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 7 放射線・化学管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表104

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

(管理区域内における区域区分)

第105条 放射線・化学管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
 - (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域
- 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。
- 3 放射線・化学管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。

(管理区域内における特別措置)

第106条 放射線・化学管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
 - (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍
- 2 各課長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理課長の承認を得る。
- 3 各課長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第107条 放射線・化学管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項にもとづき管理区域へ立ち入る者に対して許可を与える。
- 3 放射線・化学管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。
- 4 放射線・化学管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
- 5 施設防護課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講

じる。

- 6 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第108条 放射線・化学管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。

ただし、放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。

ただし、一時立入者であって放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (4) 第106条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。

- (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第107条第6項にもとづく放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

第109条 保全区域は、添付5に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第110条 周辺監視区域は、図110に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。
ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。

図110 周辺監視区域

参考資料 3 に記載する。

(1) 7 - 5 ~ (1) 7 - 6

第2節 被ばく管理

(線量の評価)

第111条 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表111

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

(床・壁等の除染)

第112条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線・化学管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

- 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について放射線・化学管理課長の確認をうけたうえで、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。
- 第2項の所管課長は、その措置結果について、放射線・化学管理課長の確認を得る。

第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113－1および表113－2（第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

2 放射線・化学管理課長は、表113－1に定める周辺監視区域境界付近および周辺監視区域外（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。

3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表113－1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ² 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※ ³ 表面汚染密度※ ³	毎日運転中1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気吸収線量率※ ⁴ 空気中の粒子状放射性物質濃度 環境試料中の放射性物質濃度※ ⁵	3ヶ月に1回 常 時 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質濃度※ ⁵	3ヶ月に1回

※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：エリアモニタにおいて測定する項目

※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

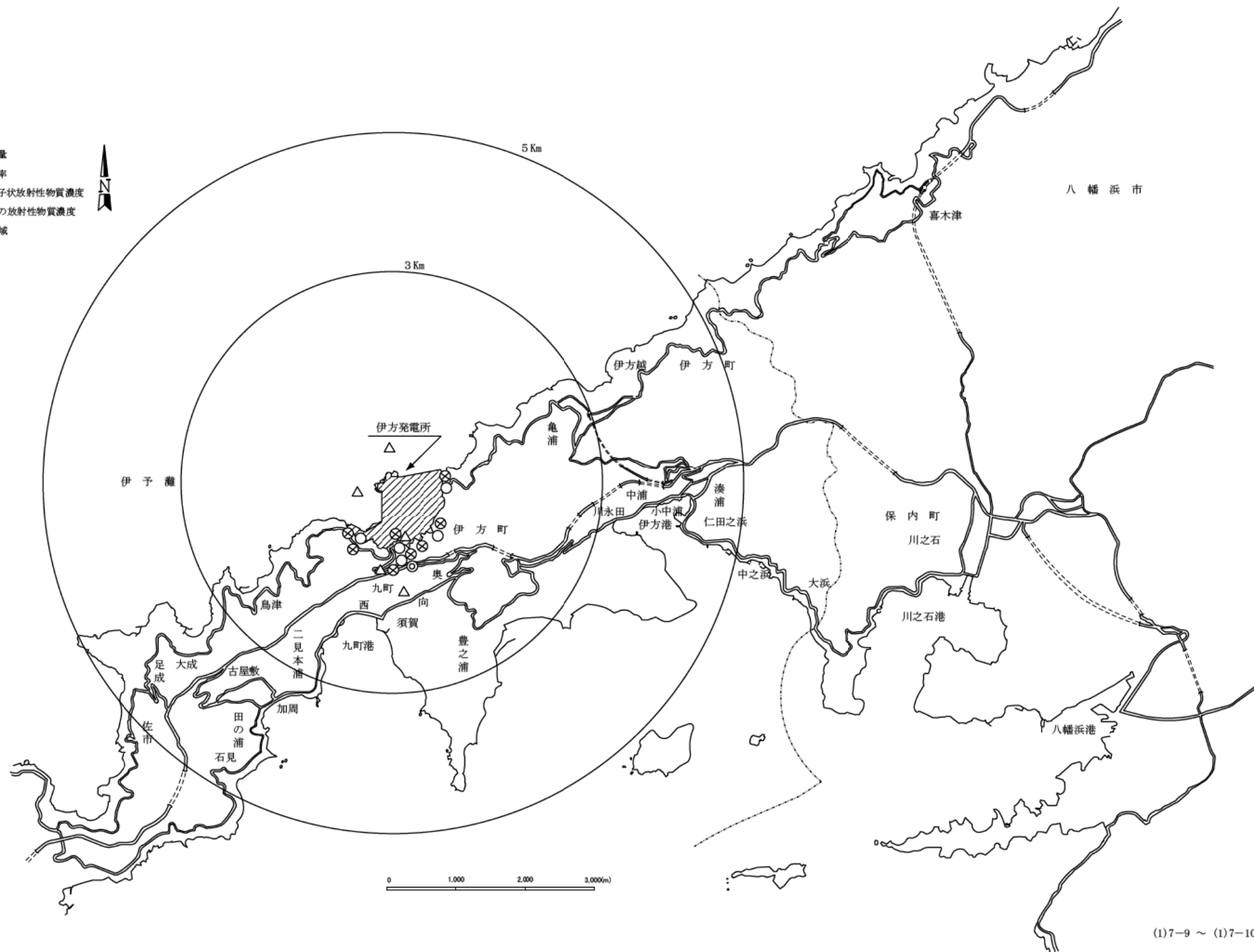
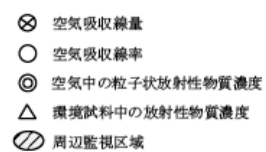
※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

※5：時期により、採取する環境試料の種類は異なる。

表113－2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕

八 幡 浜 市



(放射線計測器類の管理)

第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表114

分 類	計測器種類	担当課長	数 量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}
	退出モニタ		3台 ^{※1}
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1※2}
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}
	エリアモニタ	計装計画課長	23台 ^{※3※4}
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1※5}

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用

※3：管理区域外測定用の3台を含む。

※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。

※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

第4節 物品移動の管理

(管理区域外等への搬出および運搬)

第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。

3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

(発電所外への運搬)

第116条 各課長は、核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第5節 協力会社の放射線防護

(協力会社の放射線防護)

第117条 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

- イ 出入り方法に関する事
- ロ 個人線量計の着用に関する事
- ハ 保護衣の着用に関する事
- ニ 汚染拡大防止措置に関する事
- ホ 管理区域内での飲食および喫煙に関する事

(2) 線量評価の項目および頻度に関する事

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事

2 各課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、第1項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

第6節 そ の 他

（頻度の定義）

第118条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表118のとおりとする。

表118

頻 度	考 え 方
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
3ヶ月に1回	4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

図110 周辺監視区域

参考資料 3 に記載する。

(1) 7 - 5 ~ (1) 7 - 6

第8章 保守管理

(保守管理計画)

第119条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

【保守管理計画】

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第119条の3に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。
- (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。

また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）」に規定される設備（2号炉）
- (4) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）
- (5) 多様性拡張設備^{※1}（3号炉）
- (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (7) その他自ら定める設備

※1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であ

るが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。

5. 保全重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。
なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために 5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。

- (a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動トリップ回数
- (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- (c) 工学的安全施設の計画外作動回数

b. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス 1, クラス 2 およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3 号炉）に対して以下のものを設定する。

- (a) 予防可能故障（MPFF）回数
- (b) 非待機（UA）時間 ※2

- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。

b. 系統レベルの保全活動管理指標

- (a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。
- (b) 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第 4 章第 3 節第 19 条から第 85 条の 2 の第 3 項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。

- (3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。
 - a. 点検計画（7.1 参照）
 - b. 補修、取替えおよび改造計画（7.2 参照）
 - c. 特別な保全計画（7.3 参照）
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
 - a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
 - b. 使用環境および設置環境
 - c. 劣化、故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
- (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7. 1 点検計画の策定

- (1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - a. 予防保全
 - (a) 時間基準保全
 - (b) 状態基準保全
 - b. 事後保全
- (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
 - a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

 - (a) 点検の具体的方法
 - (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
 - (c) 実施頻度
 - (d) 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

- b. 状態基準保全
 - (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
 - ア 状態監視データの具体的採取方法
 - イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準
 - ウ 状態監視データ採取頻度
 - エ 実施時期
 - オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
 - (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - ア 巡視点検の具体的方法

イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法

(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 定例試験の具体的方法

イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定

(1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※³の要否を含む。）を策定する。

(2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※3：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画），第49条・第50条（使用前検査）および第52条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。

7. 3 特別な保全計画の策定

(1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 点検の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準

c. 点検の実施時期

8. 保全の実施

(1) 組織は，7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。

(2) 組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。

a. 工事計画

b. 設計管理

c. 調達管理

d. 工事管理

(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

(1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。

a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 組織は、(1)a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブルなど運転経験

d. 高経年化技術評価

e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ

f. リスク情報、科学的知見

(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検および取替結果の評価

b. 劣化トレンドによる評価

c. 類似機器等のベンチマークによる評価

d. 研究成果等による評価

(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および 2. の保守管理目標の達成度から、定期的に

保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

13. 情報共有

組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

（溶接事業者検査および定期事業者検査の実施）

第119条の2 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任者を明確にしたうえで、検査に必要な手順の確立、文書化を行う。

2 責任者は、主任技術者の指導、監督の下、表119の2に示す体制で関係法令に従い適切に検査を実施する。

表119の2

項 目	内 容
①検査組織	検査に従事する者の責任および権限を明確にする。
②検査の方法	検査の方法および判定基準を明確にする。
③検査工程管理	検査工程を明確にする。
④検査に協力する事業者に対する管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。
⑤検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。
⑥検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う。

（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）

第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1※2}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。

(1) 経年劣化に関する技術的な評価

(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定

2 原子力部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。

3 2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。

※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。

※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。

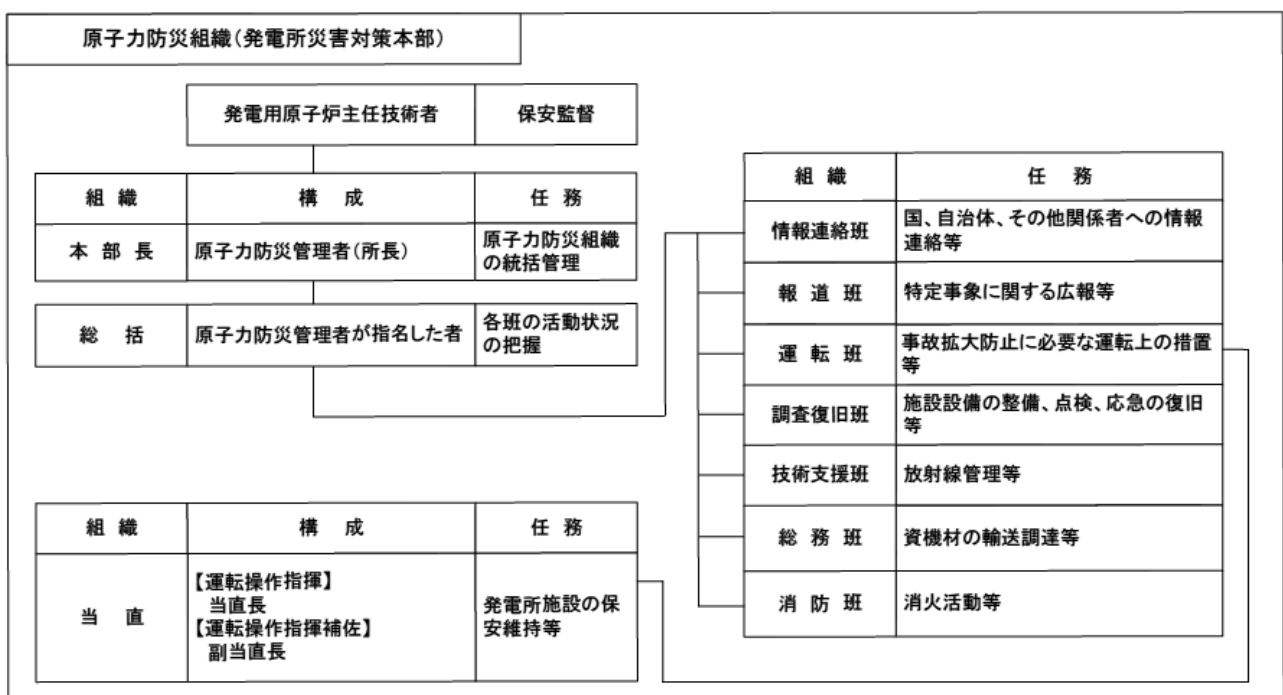
第9章 非常時の措置

（原子力防災組織）

第120条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図120に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）

図120



（原子力防災要員）

第121条 安全技術課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（緊急作業従事者の選定）

第121条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること

表121の2

分 類	項 目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法※ ¹	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※ ²	3時間以上

※1：兼用できる訓練

- ・第17条の5第1項、第17条の8第1項および第130条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の8第1項、第124条および第130条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等の整備）

第122条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電課長は、非常事態における運転操作に関する内規を作成し、制定・改正にあたっては、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

（通報経路）

第123条 安全技術課長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合における社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（原子力防災訓練）

第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

（通 報）

第125条 各課長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第123条に定める通報経路に従って所長に報告する。

2 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、第123条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

（非常体制の発令）

第126条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。

また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。

（応急措置）

第127条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

- (1) 退避誘導および構内入域制限
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 消火活動
- (4) 原子力災害医療
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

（緊急時における活動）

第128条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第127条で定める応急措置を継続実施する。

(緊急作業従事者の線量管理等)

第128条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表128の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。
- (2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表128の2

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	1ヶ月※ ¹ に1回
内部被ばくによる線量	1ヶ月※ ¹ に1回

※1：毎月1日を始期とする。

(非常体制の解除)

第129条 本部長は、事象が収束し、非常体制を継続する必要がなくなった場合は、非常体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

第10章 保安教育

(所員への保安教育)

第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

(協力会社従業員への保安教育)

第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。

なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1、表130－2および表130－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

- 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水およびその他自然災害（地震、津波、竜巻および火山（降灰）等）発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「火災、内部溢水およびその他自然災害（地震、津波、竜巻および火山（降灰）等）発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。
- ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
- 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子 力発電所新規 配属時)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業 務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済 燃料またはこ れらによって 汚染された物 を取扱う業務 に就かせる時
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響	
			核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃 棄の作業の方法・順序 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録およ び報告に関すること、ならびに関係法令および保安規 定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の運転 に関すること	運転管理	臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するサーベランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)※3 異常時対応(中央制御室内対応)※3 異常時対応(指揮、状況判断)※3	
			シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)	
			シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練)	
			シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の 対応・判断・指揮命令訓練)	
		運転訓練		
		保守管理	保守管理計画に関すること	
		放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること	
			放射性廃棄物管理	
			燃料管理	
			燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること	
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する こと(アクシデントマネジメント対応を含む)	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉 施設の保全のための活動に関すること	1回/年以上
			火災、内部溢水およびその他自然災害(地震、津波、 竜巻、火山(降灰)等)発生時の措置に関すること	

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災
内部溢水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含み、その実施時期は1回/年以上
とする。

※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

対象者と教育時間 ※2						
運転員				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表130-2参照						
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表130-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
					○ (1時間以上)	×
					×	
					○ (1時間以上)	
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表130-3参照					○ (0.5時間以上)	×
					○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○: 業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×: 教育の対象外

(): 合計の教育時間

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	運	
		当直長 副当直長	主任 班長
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
転員		燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

():合計の教育時間

表130－3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類 (項目)	細目	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要
			運転上の留意事項の概要
			運転上の制限の概要
			異常時の措置の概要
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度
		異常時対応※3 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要
			各設備の運転操作の概要(現場操作)
			警報発生時の対応操作(現場操作)
			異常時操作の対応(現場操作)
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠
			運転上の留意事項の基準値と管理方法
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠
		巡視点検・定期的検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値
		異常時対応※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目
			各設備の運転操作と監視項目
			警報発生時の対応操作(中央制御室)
			異常時操作の対応(中央制御室)
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠
			異常時操作の対応(判断・指揮命令)
			警報発生時の監視項目
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の検査項目概要
		保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の検査項目の根拠
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、内部溢水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含む。

対象者 ※1					実施頻度および時間
運転員				燃料取替の業務に関わる者	
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で24時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内）
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	
◎	◎	◎	×	×	
			◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）		
			×		
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	×	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
×	◎	×	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	
◎	◎	◎	×	◎	

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×:教育の対象外

表131 保安教育実施方針(協力会社)

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容			
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能に関する事		作業上の留意事項
	非常の場合に講ずべき処置に関する事		非常時の場合に講ずべき処置の概要
	関係法令および保安規定の遵守に関する事		関係法令および保安規定の遵守に関する事

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容	
総括表中分類との対応	内 容
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入および退去の手順
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置

※1: 各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者 ※2		
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時	◎	○
	◎	◎
	◎	○

対象者と教育時間 ※2			
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離放射線障害防止規則の分類
管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
	◎ (1時間以上)	×	関係法令
	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

×:教育の対象外

():合計の教育時間

第11章 記録および報告

(記 録)

第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号および第43号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

4 原子力部長は、組織に表132-5に定める保安に関する記録を保存させる。

表132-1

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況 ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

表132-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
6. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間
7. 炉心の中性子束密度		10年間
8. 炉心の温度		10年間
9. 冷却材入口温度	モード1および2において1時間ごと	10年間
10. 冷却材出口温度		10年間
11. 冷却材圧力		10年間
12. 冷却材流量		10年間
13. 制御棒位置		1年間
14. 再結合装置内の温度（3号炉） （1）静的触媒式水素再結合装置温度 （2）イグナイタ温度	運転中※ ² 1時間ごと	1年間
15. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度 および毎日の補給量	モード1および2において毎日1回	1年間
16. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
19. 運転開始日時	その都度	1年間
20. 臨界到達日時	同上	1年間
21. 運転切替日時	同上	1年間
22. 緊急しゃ断日時	同上	1年間
23. 運転停止日時	同上	1年間
24. 警報装置から発せられた警報の内容※ ³	同上	1年間
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間

表132－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※ ⁴ の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※6

表132－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
38. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 6
39. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1 年間
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 6
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 6
42. 事故の原因	同上	※ 6
43. 事故後の処置	同上	※ 6
44. 風向および風速	連続して	10年間
45. 降雨量	同上	10年間
46. 大気温度	同上	10年間
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間
48. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。

※ 2：添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは，省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報（2 号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報（3 号炉）をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表132－ 2

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間

表132－ 3

記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

表132－ 4 ※ 7

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第3条4.2.1表1に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第3条4.2.1表1に定める組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 第3条4.2.1c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	5年

※ 7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。

表132－ 5

記録項目	保存期間
1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 8
2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 8

※ 8：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

(報 告)

第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連)
- (2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合
- (3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連)
- (4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連)
- (5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合

2 所長および原子炉主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。

3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。

4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。

第 2 編

廃止措置段階の発電用原子炉施設編

(1 号炉に係る保安措置)

廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 33 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。

また、廃止措置段階にある伊方発電所 1 号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。

第1章 総 則

(目 的)

第201条 この規定第2編（第2編において、以下「本編」という。）は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第202条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動にもとづき実施する。

(関係法令および保安規定の遵守)

第202条の2 社長は、第202条の保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。

2 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、次の事項を実施する。

- (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画を、年度毎に策定する。
- (2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。
- (3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画に反映する。

3 第204条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取り組む。

(安全文化の醸成)

第202条の3 社長は、第202条の保安活動の基礎として、原子力安全を第一に位置付けた保安活動とするための安全文化が醸成されるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。

2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、安全文化を醸成するため、次の事項を実施する。

- (1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための取組みの計画を、年度毎に策定する。

- (2) 安全文化の醸成のための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。
 - (3) (2)の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための取組みの計画に反映する。
- 3 第204条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、安全文化の醸成に取り組む。

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

1. 目 的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を踏まえた、第204条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、組織の保安活動に適用する。

3. 定 義

本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。

(1) 原子炉施設

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の対象となる発電用原子炉施設のことをいう。

(2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)

(3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第319条において同じ。)

4. 品質マネジメントシステム

4. 1 一般要求事項

- (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 組織は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を社内規定で明確にする。
 - b) これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。
 - c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
 - d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
 - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
 - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
 - g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
 - h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。
- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレードに応じて、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
 - b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
 - c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
 - d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
 - e) 原子炉施設に対する保守、検査および取替えの難易度
- (4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの文書に定める。

4. 2 文書化に関する要求事項

4. 2. 1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。

品質マネジメントシステムの文書体系を図1、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。

記録は、適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明
- b) 本品質保証計画
- c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する文書および以下の記録
 - イ. マネジメントレビューの結果の記録
 - ロ. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録

- ハ. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（本c)項のイ、ロ、ニからムで定めるものを除く。）
- ニ. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録
- ホ. 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録
- ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録
- ト. 設計・開発の検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録
- チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録
- リ. 設計・開発の変更の記録
- ス. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録
- ル. 供給者の評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録
- ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録
- ワ. 業務に関するトレーサビリティの記録
- カ. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録
- ヨ. 校正または検証に用いた基準の記録
- タ. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録
- レ. 校正および検証の結果の記録
- ソ. 内部監査の結果の記録
- ツ. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録
- ネ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録
- ナ. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録
- ラ. 是正処置の結果の記録
- ム. 予防処置の結果の記録
- d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した文書およびこれらの文書の中で明確にした記録

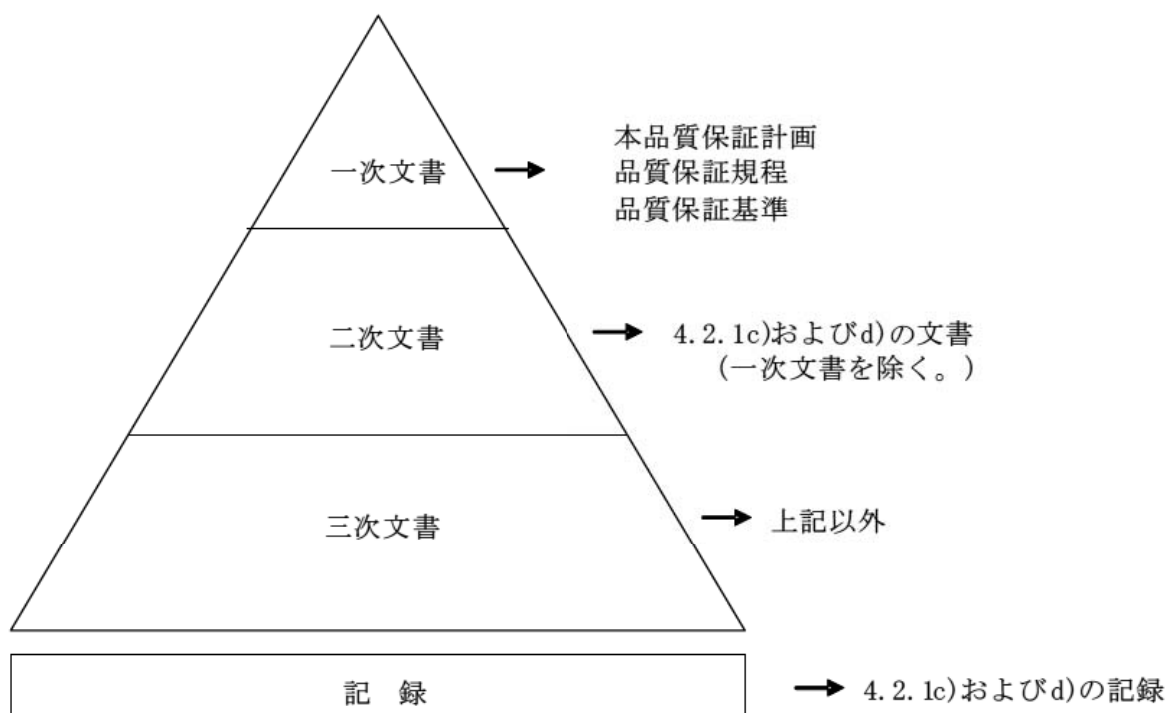


図1 品質マネジメントシステム文書体系図

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
4.1 一般要求事項	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1 一般	a)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	—	—
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	c) c)	品質保証規程 (332) 品質保証基準 (332)	社長 原子力本部長	書類等管理標準 (332) 書類等管理標準 (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (332) 文書・品質記録管理内規 (332)	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程 (332)	社長	内部品質監査要領 (332)	審査室原子力監査担当部長
5.1 経営者のコミットメント	d)	品質保証規程	社長	—	—
5.2 原子力安全の重視	d)	(202の2, 202の3, 319)		—	—
5.3 品質方針	d)				
5.4 計画	d)	品質保証規程 (202の2, 202の3) 品質保証基準 (202の2, 202の3, 319)	社長 原子力本部長	—	—
		品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
5.5.1 責任および権限	d)	品質保証規程 (204, 205)	社長	—	—
5.5.2 管理責任者	d)	品質保証基準 (204, 205)	原子力本部長		
5.5.3 プロセス責任者	d)	品質保証規程 (204, 205)	社長	内部品質監査要領 (204, 205)	審査室原子力監査担当部長
5.5.4 内部コミュニケーション	d)	品質保証基準 (206, 207)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (206) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (207) 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

表 1 つづき

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	—	—
		品質保証基準 (202の2, 202の3)	原子力本部長		
		品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	—	—
6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (204, 205)	社長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 保守訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (330, 331)	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長		
		品質保証規程 (204, 205)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー	d)	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	運転総括内規 (212～218, 283, 286, 287, 289, 299～301, 322, 325, 328, 330～333) 燃料管理内規 (216, 293, 294, 297, 298) 放射線管理総括内規 (218, 299～302, 304～317, 319) 保守内規 (216, 319) 工事管理内規 (218の2, 218の3, 319) 防災計画(原子力災害編) (320～329, 333) 火災防護計画 (217, 217の2) 緊急時対応内規 (217の3) 自然災害対応内規 (217の2) 溢水対応内規 (217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
6.4 作業環境	d)	品質保証基準	原子力本部長		
7.1 業務の計画	d)	(202の2, 202の3, 319, 333)			
7.2 業務または原子炉施設に対す る要求事項に関するプロセス	d)				
7.5 業務の実施	d)				
7.6 監視機器および測定機器 の管理	d)				
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)				
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長

表 1 つづき

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長		
8.2.1 原子力安全の達成	d)			—	—
8.4 データの分析	d)				
8.5.1 継続的改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)	品質保証基準	原子力本部長	—	—
8.2.4 検査および試験	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規 (319の2)	発電所長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準 (333)	原子力本部長	設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

- 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- 品質マネジメントシステムの適用範囲
- 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報
- 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

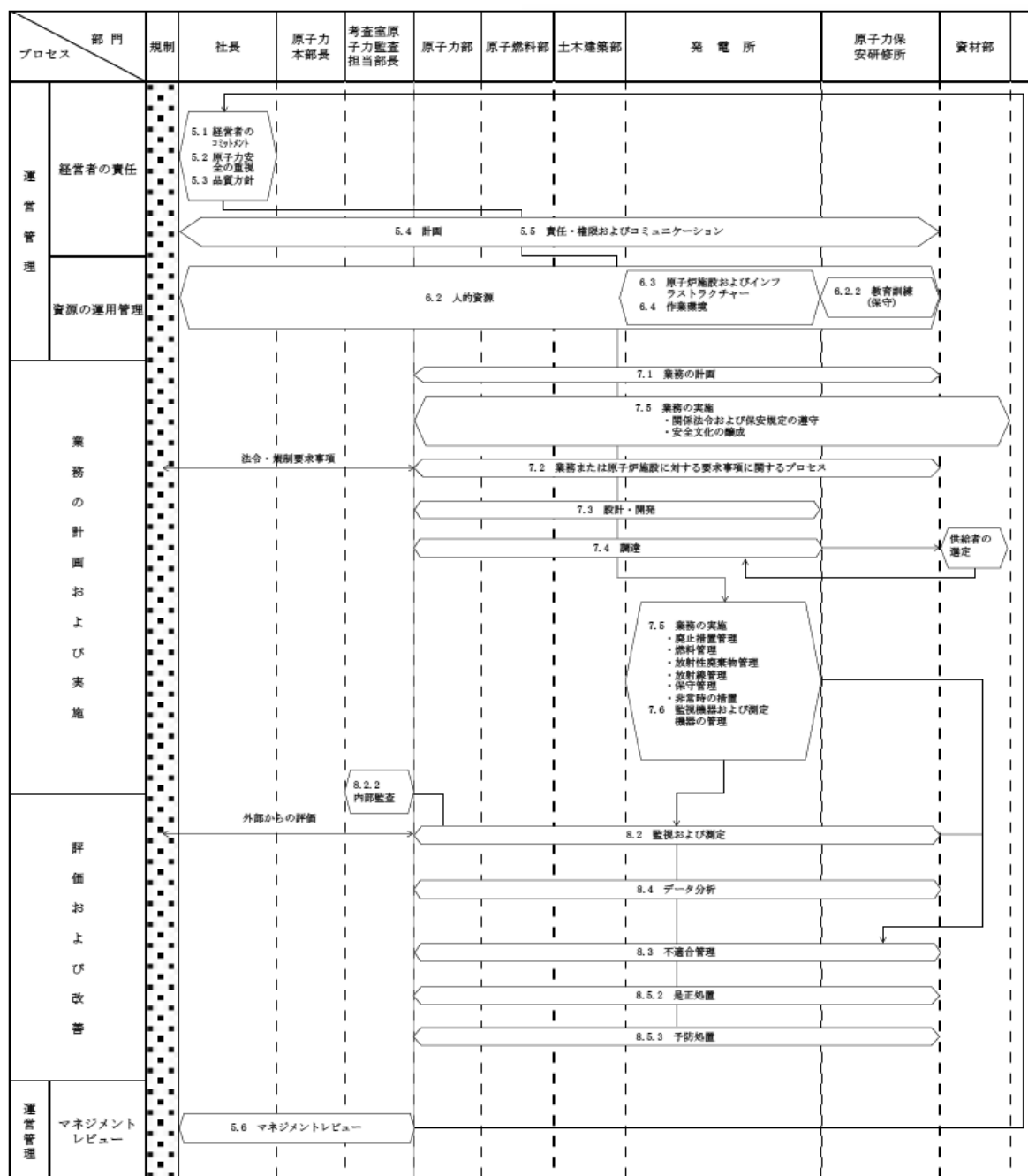


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4. 2. 3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 次の活動に必要な管理を規定した社内規定を定める。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
 - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 - c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4. 2. 4 記録の管理

- (1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を社内規定に定める。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 「5. 3 品質方針」により、品質方針を設定する。
- c) 「5. 4. 1 品質目標」により、品質目標が設定されることを確実にする。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- e) 「5. 6 マネジメントレビュー」により、マネジメントレビューを実施する。
- f) 「6. 資源の運用管理」により、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、財産（設備等）保護よりも原子力安全を最優先に位置付け、業務または原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。（7.2.1および8.2.1参照）

5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 組織の目的に対して適切である。

- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合のとれたものである。

5. 4 計画

5. 4. 1 品質目標

- (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務または原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。

5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。

5. 5 責任・権限およびコミュニケーション

5. 5. 1 責任および権限

社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限が第205条（保安に関する職務）および第209条（廃止措置主任者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。

5. 5. 2 管理責任者

- (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る管理責任者に、審査室原子力監査担当部長を内部監査の管理責任者として任命する。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 組織全体にわたって、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにすることならびに原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の業務または原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5.4.1および8.2.3参照）
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを次の活動により確実にする。

- a) 会議（原子力発電所品質保証委員会，原子力発電安全委員会，伊方発電所安全運営委員会等）
- b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知，指示および報告

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定を定め、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方
- c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果
- d) 予防処置および是正処置の状況
- e) 安全文化の醸成のための取組み状況
- f) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案

5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。

- a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画および実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性

6. 資源の運用管理

6. 1 資源の提供

組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。

資源のうち「6.2人的資源」，「6.3原子炉施設およびインフラストラクチャー」，「6.4作業環境」については、以下のとおり明確にし、提供する。

6. 2 人的資源

6. 2. 1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。

6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- a) 管理責任者を含め、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。

6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー

組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー(原子炉施設を除く。)を明確にし、維持する。

6. 4 作業環境

組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。

7. 業務の計画および実施

7. 1 業務の計画

- (1) 組織は、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
 - a) 業務または原子炉施設に対する品質目標および要求事項
 - b) 業務または原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
 - c) その業務または原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準
 - d) 業務または原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

7. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務または原子炉施設に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。

- a) 業務または原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務または原子炉施設に不可欠な要求事項

c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7. 2. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務または原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務または原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (4) 業務または原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務または原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。

7. 3 設計・開発

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の段階
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
 - c) 設計・開発に関する責任および権限
- (3) 組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。そのインプットには、次の事項を含める。
 - a) 機能および性能に関する要求事項
 - b) 適用される法令・規制要求事項
 - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を行う。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
 - d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。

7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 4 調達

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。

- (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する方法を定める。

7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
 - a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告および処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7. 4. 3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7. 5 業務の実施

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

7. 5. 1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視および測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。

- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認および要員の適格性確認
 - c) 所定の方法および手順の適用
 - d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)
 - e) 妥当性の再確認

7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務および原子炉施設を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定 of 要求事項に関連して、業務および原子炉施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務または原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 5. 4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 5. 5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7. 6 監視機器および測定機器の管理

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を社内規定にて明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。
- (2) 組織は、監視および測定 of 要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
 - b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、

その機器, および影響を受けた業務または原子炉施設すべてに対して, 適切な処置をとる。
校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

- (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には, そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する。また, 必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8. 1 一般

- (1) 組織は, 次の事項のために必要となる監視, 測定, 分析および改善のプロセスを計画し, 実施する。
- a) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには, 統計的手法を含め, 適用可能な方法, およびその使用の程度を決定することを含める。

8. 2 監視および測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

組織は, 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして, 原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。

8. 2. 2 内部監査

組織は, 「内部品質監査要領」を定め, 次の事項を実施する。

- (1) 組織は, 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために, あらかじめ定められた間隔で, 客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。
- a) 品質マネジメントシステムが, 業務の計画(7.1参照)に適合しているか, JEAC4111の要求事項に適合しているか, および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され, 維持されているか。
- (2) 組織は, 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性, ならびにこれまでの監査結果を考慮して, 監査プログラムを策定する。監査の基準, 範囲, 頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては, 監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は, 自らの業務を監査しない。
- (3) 監査の計画および実施, 記録の作成および結果の報告に関する責任および権限, ならびに要求事項を規定する。
- (4) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は, 検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく, 必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには, とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。

8. 2. 3 プロセスの監視および測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

8. 2. 4 検査および試験

- (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。
- (4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

8. 3 不適合管理

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理ならびにそれに関連する責任および権限を規定した社内規定を定める。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。

8. 4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)

- b) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)
- c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)
- d) 供給者の能力(7.4参照)

8. 5 改善

8. 5. 1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8. 5. 2 是正処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
 - a) 不適合のレビュー
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d) 必要な処置の決定および実施
 - e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
 - f) とった是正処置の有効性のレビュー

8. 5. 3 予防処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。)および他の施設から得られた知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
 - a) 起こり得る不適合およびその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定および実施
 - d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
 - e) とった予防処置の有効性のレビュー

第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。

図204

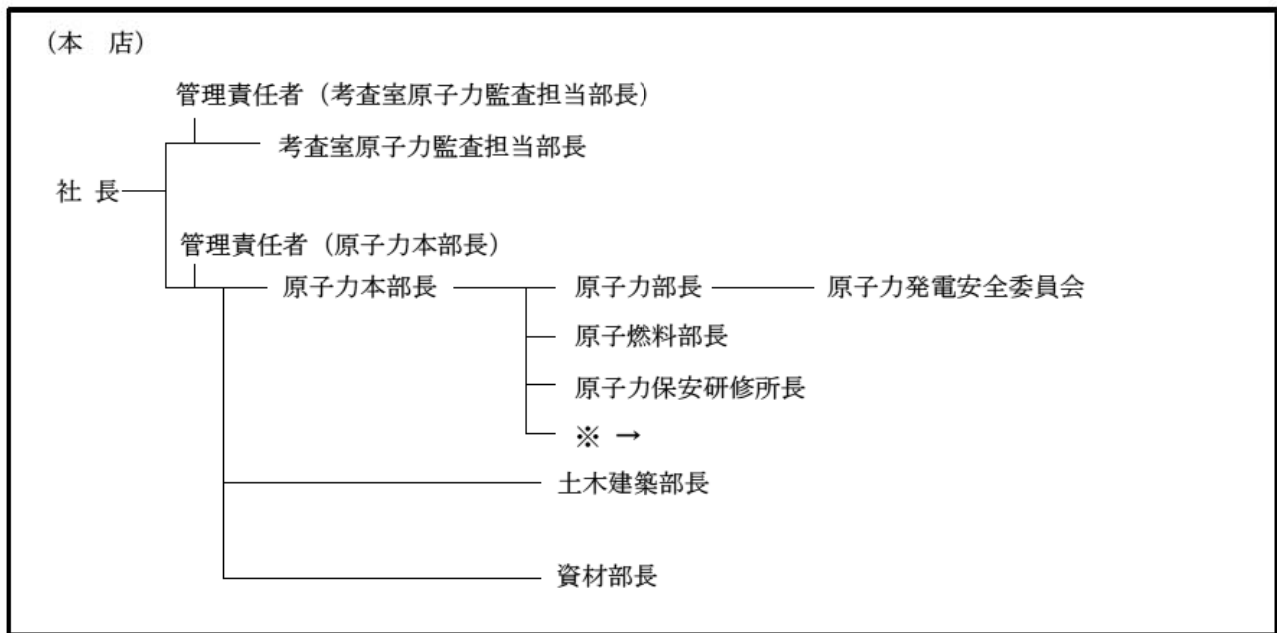
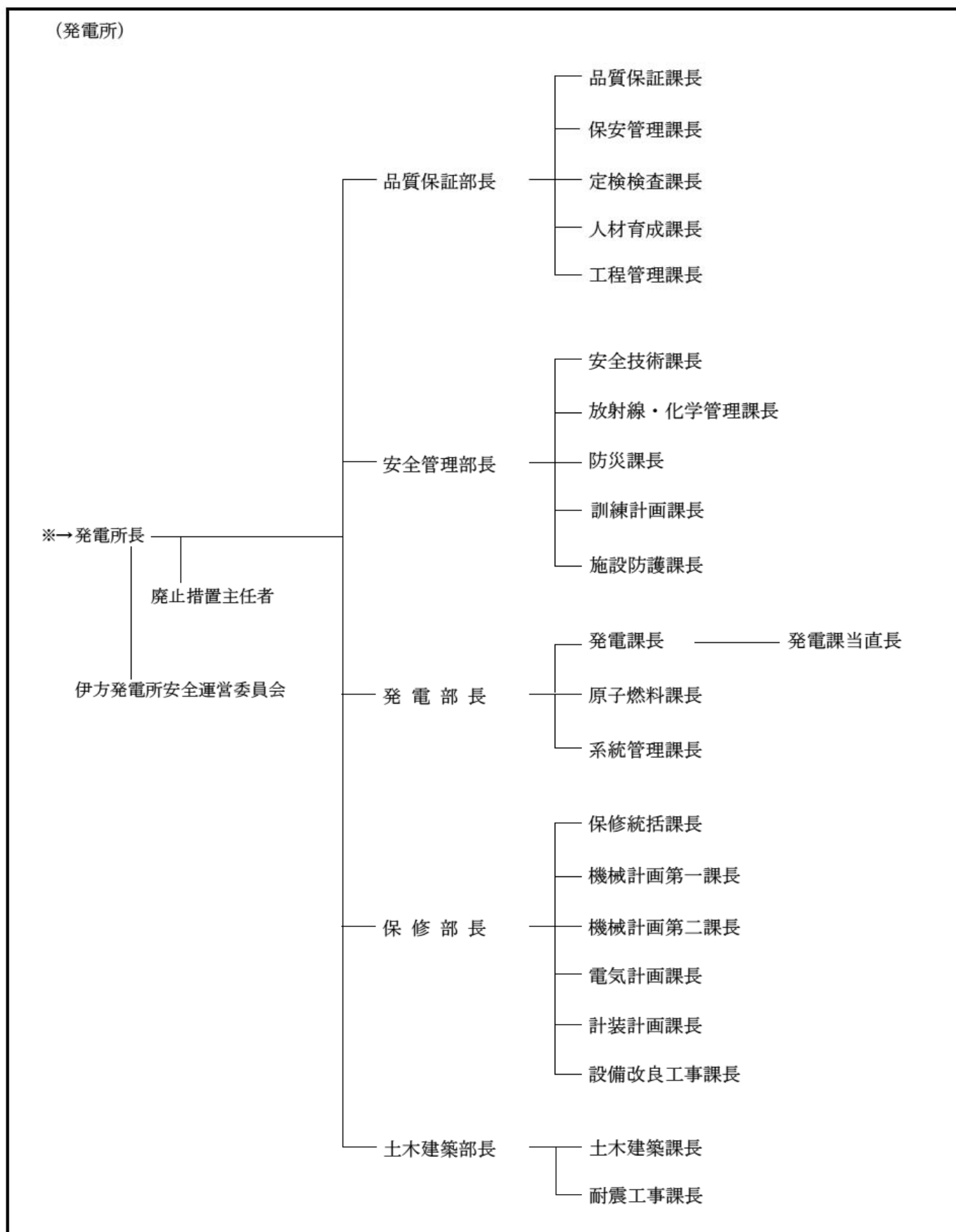


図204（続き）



(保安に関する職務)

- 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。
 - 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。
 - 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。
 - 5 原子燃料部長は、原子燃料部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
 - 6 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
 - 7 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
 - 8 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
 - 9 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
 - 10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。
 - 11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
 - 12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
 - 13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
 - 14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
 - 15 工程管理課長は、定期検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
 - 16 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
 - 17 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
 - 18 放射線・化学管理課長は、安全貯蔵^{※1}措置、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
 - 19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
 - 20 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に

する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。

- 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 22 発電部長は、発電課長、原子燃料課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。
- 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 24 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- 25 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。
- 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。
- 27 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 29 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 33 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。
- 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。
- 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。
- 37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事^{※2}に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間的減衰を図ることをいう。（以下、本編において同じ。）

※2：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）

第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会

（原子力発電安全委員会）

第206条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
 - (2) 廃止措置計画の変更
 - (3) 原子炉施設保安規定の変更
 - (4) 本店所管の要領の制定および改正
 - (5) その他委員会で定めた事項
- 3 原子力部長を委員長とする。
- 4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力部、原子燃料部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。

（伊方発電所安全運営委員会）

第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 運転員の構成人員に関する事項
 - (b) 当直の引継方法に関する事項
 - (c) 廃止措置計画に関する事項
 - (d) 安全貯蔵措置に関する事項
 - (e) 巡視に関する事項
 - (f) 警報発生時の措置に関する事項
 - (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
 - (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項
 - (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
 - (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
 - (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
 - (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
 - (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正

- (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
 - (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
 - (c) 保全区域に関する事項
 - (d) 周辺監視区域に関する事項
 - (e) 線量の評価に関する事項
 - (f) 除染に関する事項
 - (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
- (5) 保守管理に関する内規の制定および改正
 - (6) 改造の実施に関する事項
 - (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条）
 - (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項
 - (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
 - (10) その他運営委員会で定めた事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第10項から第36項（第24項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。

第3節 廃止措置主任者

(廃止措置主任者の選任)

第208条 所長は、廃止措置主任者および代行者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。

- (1) 1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間
- (2) 1号炉、2号炉または3号炉の原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- (3) 1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間
- (4) 1号炉、2号炉または3号炉の原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間

2 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

(廃止措置主任者の職務等)

第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209－1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。
- (4) 表209－2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209－3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第333条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。

2 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。

3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表209－1

条 文	内 容
第304条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除
第330条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第331条（協力会社従業員への保安教育）	協力会社従業員への保安教育実施計画

表209－2

条 文	内 容
第216条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）	燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合
第217条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第217条の2（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第218条の3（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果
第287条（施設運用上の基準を満足しない場合）	第6項に定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第333条（報 告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用炉規則第134条第3号、第4号、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合

表209－ 3

記 録 項 目
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり の防止および除去を行った場合には、その状況
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路
4. 原子炉施設の巡視の結果
5. 保安教育の実施報告書
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる発電用原子炉施設の設備の名称

第4章 廃止措置管理

第1節 通 則

(構成および定義)

第211条 第3節(第286条から第289条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置

2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4章において「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。
- (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※2}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

(運転員の確保)

第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。

※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）

表212-1

	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)
照射済燃料移動中の場合	3名以上 (当直長を含む)

表212-2

	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)
照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)

(巡 視)

第213条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。

2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間※¹毎に巡視する。

※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。
なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。

(廃止措置管理に関する内規の作成)

第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 警報発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項

(引 継)

第215条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。

2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。

3 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216

種 別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

(火災発生時の体制の整備)

第217条 防災課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること^{※2}
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること
 - (a) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。
 - (b) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
 - (c) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
 - (d) 当直長は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
 - (e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。
 - (f) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）

※2：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設 備	数 量
化学消防自動車※ ³	1 台 ※ ⁴ ※ ⁵
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上※ ⁵

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

（地震・火災等発生時の措置）

第217条の2 各課長は，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。
 - (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火および延焼の防止に努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。
- 2 各課長は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

（内部溢水発生時等の体制の整備）

第217条の3 防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故※¹等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下，「大規模損壊発生時」という。）で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

- (1) 内部溢水発生時，重大事故等発生時または大規模損壊発生時で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等（以下，「内部溢水発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練

(3) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。防災課長、安全技術課長および訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。（以下、本条において同じ）

第2節 廃止措置管理

（安全貯蔵措置）

第218条 放射線・化学管理課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

（工事の計画および実施）

第218条の2 各課長は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2 各課長は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が2号炉および3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。

3 各課長は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。

- (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。

（工事完了の報告）

第218条の3 各課長は、第218条の2に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長および廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長へ通知する。

第3節 施設運用上の基準

(使用済燃料ピットの水温)

第283条 使用済燃料ピットに使用済燃料を貯蔵している期間において、使用済燃料ピットは、表283－1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。

3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表283－3の措置を講じる。

表283－1

項 目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水温が表283－2で定める基準値内にあること

表283－2

項 目	基 準 値
水 温	65℃以下

表283－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

(施設運用上の基準の確認)

第286条 当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第283条の第2項（以下、「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。

- 2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表286に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- 3 当直長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第283条第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。
- 4 当直長は、本章第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第287条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表286

頻 度		備 考
本章第2項で定める頻度	延長できる時間	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。

(施設運用上の基準を満足しない場合)

第287条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長が第3節第283条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。

- 2 当直長は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。
- 4 当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。
- 5 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、本章第2項で定める事項を実施した場合は、これを本章2項で定める事項に代えることができる。
- 6 当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。

（施設運用上の基準に関する記録）

第289条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を記録する。

- （1） 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻
- （2） 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）
- （3） 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第293条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。

- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること

3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること
- (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること

4 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること

5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

6 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

7 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

(使用済燃料の貯蔵)

第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297

貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉，3号炉 ^{※1}

※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。

(使用済燃料の運搬)

第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
 - (1) 法令に適合する容器を使用すること
 - (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
 - (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
 - (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
 - (4) 車両を徐行させること
 - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
 - (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイヤで圧縮減容する。

- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

- 5 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること
ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
- 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

- 第299条の2 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。
- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。
- (1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。
 - (2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。
なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。
また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。
 - (3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。
 - (4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止

対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- 3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

第 299 条の 3 放射線・化学管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

- 2 各課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

（放射性液体廃棄物の管理）

第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと
 - (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300－1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること
- 2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300－2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
- 3 放射線・化学管理課長は、表300－3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300－1

項 目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10^{10} Bq／年

表300－2

項 目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
ト リ チ ウ ム	9.3×10^{13} Bq／年

表300－3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

(放射性気体廃棄物の管理)

第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

2 放射線・化学管理課長は、表301－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

3 表301－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は、表301－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表301－1

項 目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物	
希 ガ ス	9.5×10^{14} Bq/年
よう素131	4.4×10^{10} Bq/年

表301－2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長

表301－3

分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度※1	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分 類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1 ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第303条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表303のとおりとする。

表303

頻 度	考 え 方
1 日に 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日， 7 月 1 日， 10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く

第7章 放射線管理

第1節 区域管理

(管理区域の設定・解除)

第304条 管理区域は、添付7に示す区域とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、添付7における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表304に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線・化学管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 7 放射線・化学管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表304

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

(管理区域内における区域区分)

第305条 放射線・化学管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
 - (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域
- 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付7に示す区域とする。
- 3 放射線・化学管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。

(管理区域内における特別措置)

第306条 放射線・化学管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
 - (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍
- 2 各課長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理課長の承認を得る。
- 3 各課長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第307条 放射線・化学管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項にもとづき管理区域へ立ち入る者に対して許可を与える。
- 3 放射線・化学管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。
- 4 放射線・化学管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
- 5 施設防護課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講

じる。

- 6 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第308条 放射線・化学管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。

ただし、放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。

ただし、一時立入者であって放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

- (4) 第306条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。

- (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第307条第6項にもとづく放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

第309条 保全区域は、添付8に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第310条 周辺監視区域は、図310に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。
ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。

図310 周辺監視区域

参考資料3に記載する。

(2) 7-5～(2) 7-6

第2節 被ばく管理

（線量の評価）

第311条 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表311

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

（床・壁等の除染）

第312条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線・化学管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

- 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について放射線・化学管理課長の確認をうけたうえで、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。
- 第2項の所管課長は、その措置結果について、放射線・化学管理課長の確認を得る。

第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313－1および表313－2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

2 放射線・化学管理課長は、表313－1に定める周辺監視区域境界付近および周辺監視区域外（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。

3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表313－1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回
	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回
	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※ ⁵	常 時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回
	環境試料中の放射性物質濃度※ ⁶	3ヶ月に1回
周辺監視区域外	環境試料中の放射性物質濃度※ ⁶	3ヶ月に1回

※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）

※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）

※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

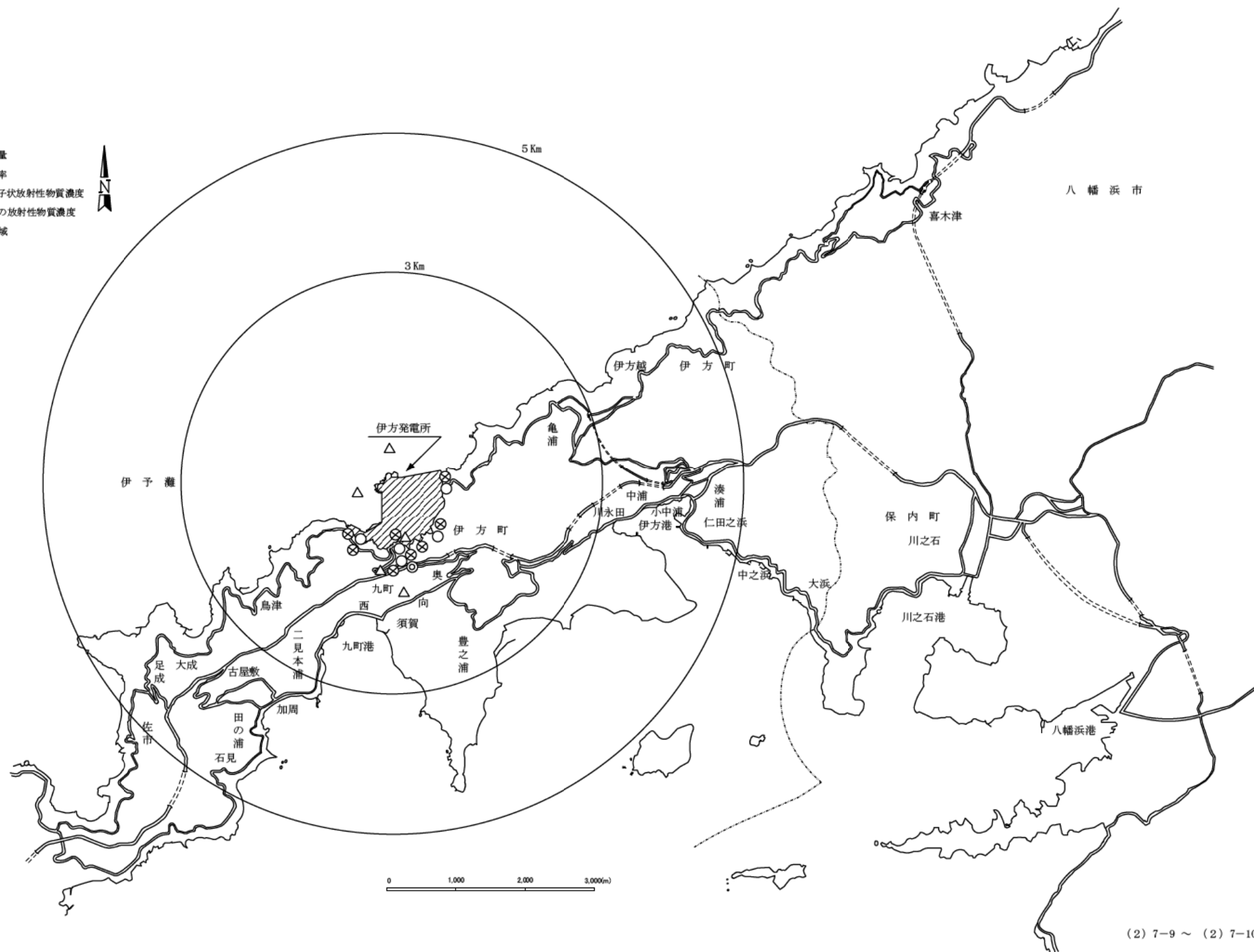
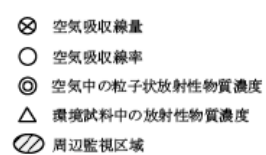
※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

※6：時期により、採取する環境試料の種類は異なる。

表313－2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間〕

八 幡 浜 市



(放射線計測器類の管理)

第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分 類	計測器種類	担当課長	数 量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹
	汚染密度測定用サーベイメータ		3 台※ ¹
	退出モニタ		3 台※ ¹
	試料放射能測定装置		3 台※ ¹ ※ ²
	積算線量計測定装置		1 台※ ¹
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹
	モニタリングステーション		1 台※ ¹
	エリアモニタ	計装計画課長	8 台※ ³ ※ ⁴
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹
	積算線量計測定装置		1 台※ ¹ ※ ⁵

※¹：1号炉，2号炉および3号炉共用

※²：1台は表302の試料放射能測定装置と共用

※³：管理区域外測定用の2台を含む。

※⁴：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。

※⁵：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

第4節 物品移動の管理

(管理区域外等への搬出および運搬)

第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。

3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

(発電所外への運搬)

第316条 各課長は、核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第5節 協力会社の放射線防護

（協力会社の放射線防護）

第317条 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

- イ 出入り方法に関する事
- ロ 個人線量計の着用に関する事
- ハ 保護衣の着用に関する事
- ニ 汚染拡大防止措置に関する事
- ホ 管理区域内での飲食および喫煙に関する事

(2) 線量評価の項目および頻度に関する事

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事

2 各課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、第1項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

第6節 そ の 他

（頻度の定義）

第318条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表318のとおりとする。

表318

頻 度	考 え 方
毎日 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し，連続して実施（測定等）している場合も含む。
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日， 7 月 1 日， 1 0 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

第8章 保守管理

(保守管理計画)

第319条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

【保守管理計画】

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、以下を除き「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。

(1) 原子炉施設

廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。

(2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。

また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(1) 廃止措置計画で定める維持管理対象設備

(2) その他自ら定める設備

5. 保全重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。

(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。

なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。

(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために 5. の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保

全活動管理指標を設定する。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数

- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

(a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績を考慮するとともに、重要度分類指針の重要度を参考に設定する。

- (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

a. 点検計画 (7.1 参照)

b. 補修、取替えおよび改造計画 (7.2 参照)

c. 特別な保全計画 (7.3 参照)

- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。

a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験

b. 使用環境および設置環境

c. 劣化、故障モード

d. 機器の構造等の設計的知見

e. 科学的知見

- (3) 組織は、保全の実施段階において、原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7. 1 点検計画の策定

- (1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。

- (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

(a) 時間基準保全

(b) 状態基準保全

b. 事後保全

- (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

(a) 点検の具体的方法

(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するた

めに必要なデータ項目，評価方法および管理基準

(c) 実施頻度

(d) 実施時期

なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。

ア 状態監視データの具体的採取方法

イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準

ウ 状態監視データ採取頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

(b) 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 巡視点検の具体的方法

イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法

(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 定例試験の具体的方法

イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定

(1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※¹の要否を含む。）を策定する。

(2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画），第49条・第50条（使用前検査）および第52条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。

7. 3 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
 - c. 点検の実施時期

8. 保全の実施

- (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。
- (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。
 - a. 工事計画
 - b. 設計管理
 - c. 調達管理
 - d. 工事管理
- (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構造物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。
※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

- (1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。
 - a. 点検・補修等を実施した構造物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 組織は、(1) a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。
なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
 - a. 保全活動管理指標の監視結果
 - b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績

- c. トラブルなど運転経験
 - d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
 - e. リスク情報、科学的知見
- (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。
- a. 点検および取替結果の評価
 - b. 劣化トレンドによる評価
 - c. 類似機器等のベンチマークによる評価
 - d. 研究成果等による評価
- (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

- (1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
- (2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

13. 情報共有

組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

(溶接事業者検査の実施)

第319条の2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任者を明確にしたうえで、検査に必要な手順の確立、文書化を行う。

2 責任者は、表319の2に示す体制で関係法令に従い適切に検査を実施する。

表319の2

項 目	内 容
①検査組織	検査に従事する者の責任および権限を明確にする。
②検査の方法	検査の方法および判定基準を明確にする。
③検査工程管理	検査工程を明確にする。
④検査に協力する事業者に対する管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。
⑤検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。
⑥検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う。

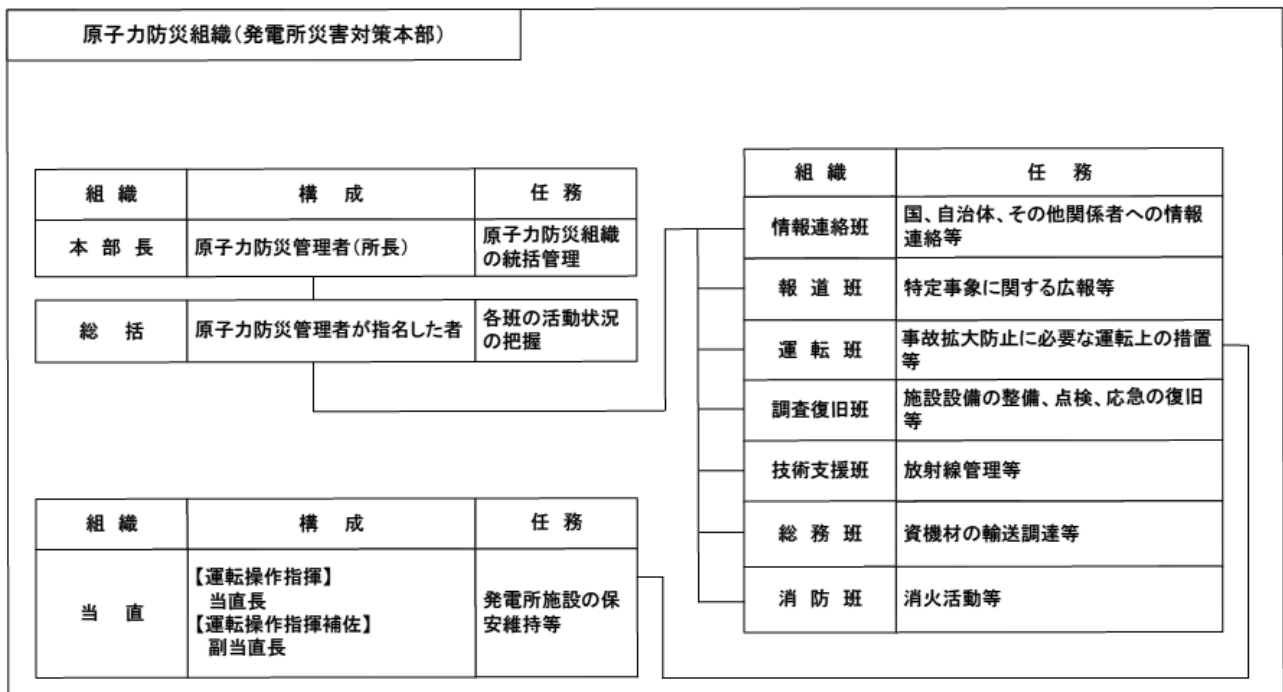
第9章 非常時の措置

（原子力防災組織）

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）

図320



（原子力防災要員）

第321条 安全技術課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（緊急作業従事者の選定）

第321条の2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表321の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表321の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第321条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること

表321の2

分 類	項 目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法※ ¹	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※ ²	3時間以上

※1：兼用できる訓練

- ・第217条の3第1項および第330条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・第217条の3第1項、第324条および第330条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等の整備）

第322条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電課長は、非常事態における運転操作に関する内規を作成し、制定・改正にあたっては、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

（通報経路）

第323条 安全技術課長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合における社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（原子力防災訓練）

第324条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

（通 報）

第325条 各課長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第323条に定める通報経路に従って所長に報告する。

2 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、第323条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

（非常体制の発令）

第326条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。

また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。

（応急措置）

第327条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

- (1) 退避誘導および構内入域制限
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 消火活動
- (4) 原子力災害医療
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

（緊急時における活動）

第328条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第327条で定める応急措置を継続実施する。

（緊急作業従事者の線量管理等）

第328条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表328の2に定め

る項目および頻度に基づき評価するとともに，法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

(2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し，放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

2 本部長は，緊急作業従事者に対し，緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際，医師による健康診断を実施する。

表 328 の 2

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	1 ヶ月 ※ ¹ に 1 回
内部被ばくによる線量	1 ヶ月 ※ ¹ に 1 回

※ 1：毎月 1 日を始期とする。

(非常体制の解除)

第329条 本部長は，事象が収束し，非常体制を継続する必要がなくなった場合は，非常体制を解除し，その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

第10章 保安教育

(所員への保安教育)

第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330-1、表330-2および表330-3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

(協力会社従業員への保安教育)

第331条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。

なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取扱^{※1}に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330-1、表330-2および表330-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取扱の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330-1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災および内部溢水発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「火災および内部溢水発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。

※1：燃料取扱とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要, ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子 力発電所新規 配属時)
	原子炉施設の構造, 性能に関すること	設備概要, 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業 務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法, 令, 労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質, 使用済 燃料またはこ れらによって 汚染された物 を取扱う業務 に就かせる時
	原子炉施設の構造, 性能に関すること		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響	
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに運搬, 貯蔵, 廃 棄の作業の方法・順序	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則, 品質保証, 保安管理体制, 保安教育, 記録およ び報告に関すること, ならびに関係法令および保安規 定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の廃止 措置の運用に関する こと	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること, 通則に 関すること 巡視に関すること 定期的に実施するサーベランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮, 状況判断)	
		保守管理	保守管理計画に関すること	
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等, 区域管理に 関すること 線量限度等, 被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること	
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること	
		燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する こと 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉 施設の保全のための活動に関すること 火災および内部溢水発生時の措置に関すること	

※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2						
運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表330－2参照						
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
					○ (1時間以上)	×
					×	
					○ (1時間以上)	
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330－3参照					○ (0.5時間以上)	×
					○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

():合計の教育時間

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	運	
		当直長 副当直長	主任 班長
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
転員		燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

():合計の教育時間

表330－3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類 (項目)	細目	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要 廃止措置管理の通則の適用と根拠 施設運用上の基準の概要 施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置 施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用
			巡視の範囲 巡視の確認項目とその根拠 定期的に実施するサーベランスの内容と頻度 定期的に実施するサーベランスの操作と基準値
			各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作) 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作(中央制御室) 警報発生時の監視項目(指揮、状況判断)
		異常時対応	定期検査時の検査項目概要 定期検査時の検査項目の根拠
	保守管理	保守管理計画に関すること	
	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の運搬および貯蔵に関すること	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

対象者 ※1					実施頻度および時間
運転員					
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者	燃料取扱の業 務に関わる者	
◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	×			
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
			×		
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	◎	×	◎	

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×:教育の対象外

表331 保安教育実施方針(協力会社)

(1)発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容			
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容
入所時に実施する教育※1	原子炉施設の構造・性能および廃止措置に関すること		作業上の留意事項
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要
	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること

(2)放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容	
総括表中分類との対応	内 容
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入および退去の手順
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者 ※2		
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時	◎	○
	◎	◎
	◎	○

対象者と教育時間 ※2			
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離放射線障害防止規則の分類
管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
	◎ (1時間以上)	×	関係法令
	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

×:教育の対象外

():合計の教育時間

第11章 記録および報告

(記 録)

- 第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表332-4第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。

表332-1

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

表332－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
8. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、 使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	10年間
9. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間
10. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
11. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ ² の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3
12. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※3
13. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
14. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3

表332－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
15. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
16. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※4
17. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※4
18. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
19. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
20. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
21. 事故の原因	同上	※4
22. 事故後の処置	同上	※4
23. 風向および風速	連続して	10年間
24. 降雨量	同上	10年間
25. 大気温度	同上	10年間
26. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
27. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
28. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。

※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。

※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表332－ 2

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間

表332－ 3 ※ 5

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第203条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第203条4.2.1 表1に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第203条4.2.1 表1に定める組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 第203条4.2.1 c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	5年

※ 5：表332-1および表332-2に掲げるものを除く。

表332－ 4

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10年間
2. 炉心の中性子束密度	10年間
3. 炉心の温度	10年間
4. 冷却材入口温度	10年間
5. 冷却材出口温度	10年間
6. 冷却材圧力	10年間
7. 冷却材流量	10年間
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間
9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1年間
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7
13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7
15. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

※ 6 : 「警報装置から発せられた警報」とは、省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報

※ 7 : 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

(報 告)

第333条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第287条関連)
 - (2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第300条または第301条関連)
 - (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第313条関連)
 - (4) 実用炉規則第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合
- 2 所長および廃止措置主任者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。
- 3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。

※1：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

- 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。

附 則（平成 27 年 3 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

- 2 この規定施行の際、使用前検査の対象となる設備に係る規定（次項を除く。）については、原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。ただし、上記検査がない設備に係る規定については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。
- 3 第 84 条（重大事故等対処設備）のうち、原子炉下部キャビティ水位監視装置に係る規定については、モード 5 の期間における使用前検査終了日以降に適用する。

（その他の事項）

- 4 原子力規制委員会設置法の一部の施行により実用炉規則等が改正されたことに伴う変更に係るこの規定施行後、3 号炉の初回の原子炉起動前までに、第 17 条の 5 第 1 項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。
- 5 1 号炉および 2 号炉については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。

附 則（平成 28 年 8 月 3 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 17 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

2 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 17 条の 5、第 17 条の 6、第 17 条の 8 および添付 3 については、平成 29 年 3 月 1 日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附 則（平成 29 年 7 月 7 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成 28 年 12 月 26 日付原子力発第 16 287 号をもって認可申請した伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10 日以内に施行する。

2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。

なお、2 号炉または 3 号炉において、1 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第 74 条第 2 項および第 75 条第 2 項に準じて、1 ヶ月に 1 回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。

(1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345V$ および周波数が $60 \pm 3Hz$ であることを確認する。

(2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。

(3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。

3 従前の 1 号炉の原子炉主任技術者は、1 号炉の運転段階における第 4 条の体制（第 1 編の第 4 条に同じ）で、1 号炉の運転段階における第 9 条に定める職務（第 1 編の第 9 条に同じ）を引き続き遂行する。ただし、この規定施行後 10 日以内に職務を完了させる。

附 則（平成 29 年 12 月 6 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 30 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

2 第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 119 条、第 130 条および第 132 条については、この規定施行後初めて原子炉等規制法の第 43 条の 3 の 29 の規定による届出をするまでの間は、従前の例による。

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

1. 目 的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を踏まえた、第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、組織の保安活動に適用する。

3. 定 義

本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。

(1) 原子炉施設

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の対象となる発電用原子炉施設のことをいう。

(2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)

(3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ。)

4. 品質マネジメントシステム

4. 1 一般要求事項

- (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 組織は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を社内規定で明確にする。
 - b) これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。
 - c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
 - d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
 - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
 - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
 - g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
 - h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。
- (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレードに応じて、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
 - b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
 - c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
 - d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
 - e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度
- (4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの文書に定める。

4. 2 文書化に関する要求事項

4. 2. 1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。

品質マネジメントシステムの文書体系を図1、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。

記録は、適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明
- b) 本品質保証計画
- c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する文書および以下の記録
 - イ. マネジメントレビューの結果の記録
 - ロ. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録

- ハ. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（本c)項のイ、ロ、ニからムで定めるものを除く。）
- ニ. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，およびそのレビューを受けてとられた処置の記録
- ホ. 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録
- ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録
- ト. 設計・開発の検証の結果の記録，および必要な処置があればその記録
- チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録，および必要な処置があればその記録
- リ. 設計・開発の変更の記録
- ス. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録
- ル. 供給者の評価の結果の記録，および評価によって必要とされた処置があればその記録
- ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録
- ワ. 業務に関するトレーサビリティの記録
- カ. 組織外の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録
- ヨ. 校正または検証に用いた基準の記録
- タ. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，過去の測定結果の妥当性評価の記録
- レ. 校正および検証の結果の記録
- ソ. 内部監査の結果の記録
- ツ. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録
- ネ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録
- ナ. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録
- ラ. 是正処置の結果の記録
- ム. 予防処置の結果の記録
- d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した文書およびこれらの文書の中で明確にした記録

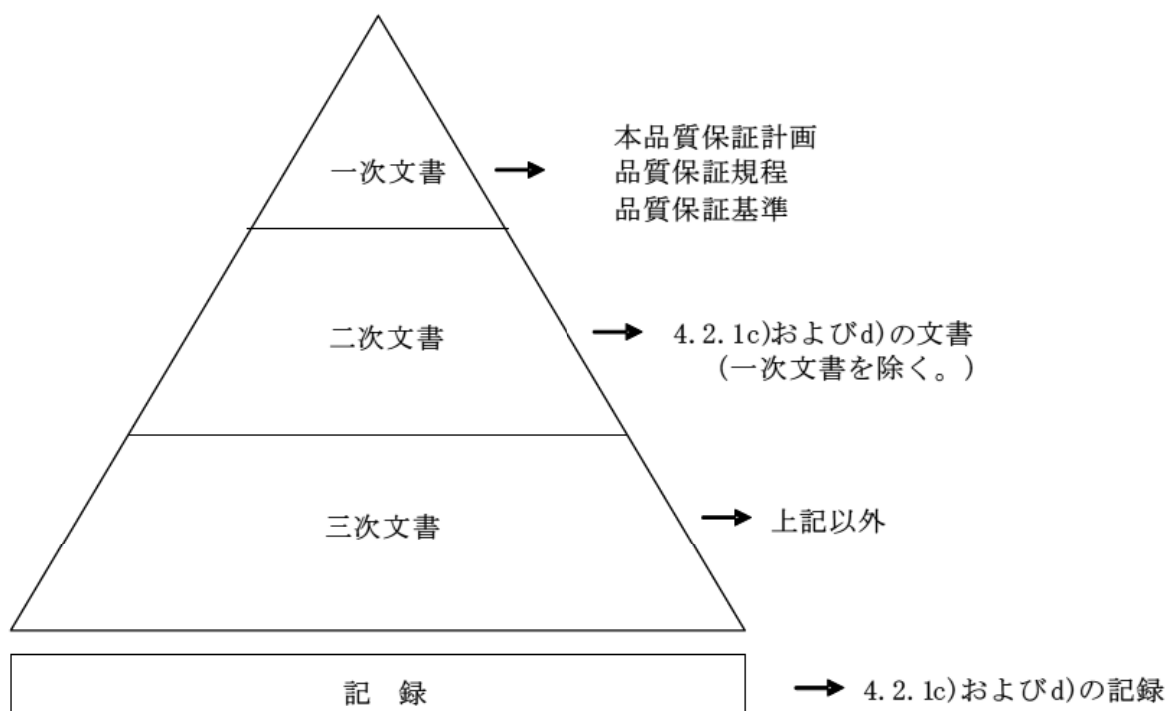


図1 品質マネジメントシステム文書体系図

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
4.1 一般要求事項	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1 一般	a)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	—	—
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	c) c)	品質保証規程 (132) 品質保証基準 (132)	社長 原子力本部長	書類等管理標準 (132) 書類等管理標準 (132) 文書・品質記録管理内規 (132) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程 (132)	社長	内部品質監査要領 (132)	審査室原子力監査担当部長
5.1 経営者のコミットメント	d)	品質保証規程	社長	—	—
5.2 原子力安全の重視	d)	(2の2, 2の3, 119)		—	—
5.3 品質方針	d)				
5.4 計画	d)	品質保証規程 (2の2, 2の3) 品質保証基準 (2の2, 2の3, 119)	社長 原子力本部長	—	—
		品質保証規程(2の2, 2の3)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
5.5.1 責任および権限	d)	品質保証規程 (4, 5)	社長	—	—
5.5.2 管理責任者	d)	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長	—	—
5.5.3 プロセス責任者	d)	品質保証規程 (4, 5)	社長	内部品質監査要領 (4, 5)	審査室原子力監査担当部長
5.5.4 内部コミュニケーション	d)	品質保証基準 (6, 7)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

(従前の例)

表 1 つづき

3 条の要求事項	3 条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準(2の2, 2の3) 品質保証規程(2の2, 2の3)	社長 原子力本部長 社長	— — 内部品質監査要領	— — 審査室原子力監査担当部長
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	—	—
6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長	設計／調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10, 119の3) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の3) 新見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の3) 設計／調達管理標準 保守訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130, 131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程 (4, 5)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準	社長 原子力本部長	運転総括内規 (12～17の8, 18の2～92, 96, 99～101, 122, 125, 128, 130～133)	発電所長
6.4 作業環境	d)	(2の2, 2の3, 119, 133)		燃料管理内規 (33, 40, 69, 71, 72の2, 72の3, 74, 77, 79～84, 93～98)	発電所長
7.1 業務の計画	d)			炉心管理内規 (19～26, 28～34, 49)	発電所長
7.2 業務または原子炉施設に対す る要求事項に関するプロセス	d)			放射線管理総括内規 (13, 16, 17, 17の3, 17の7, 84, 99～102, 104～117, 119)	発電所長
7.5 業務の実施	d)			保守内規 (13, 16, 22, 24, 33, 35, 43～48, 51, 55, 56, 58, 60～63, 69, 70, 75, 84, 119)	発電所長
7.6 監視機器および測定機器 の管理	d)			工事管理内規 (119) 化学管理総括内規 (18, 47) 防災計画(原子力災害編) (120～129, 133) 火災防護計画 (17, 17の7) 緊急時対応内規 (17の4～17の6, 17の8) 自然災害対応内規 (17の3, 17の7) 溢水対応内規 (17の2)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)				
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長

(従前の例)

表 1 つづき

3 条の要求事項	3 条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長		
8.2.1 原子力安全の達成	d)			—	—
8.4 データの分析	d)				
8.5.1 継続的改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)	品質保証基準 (10, 119の3)	原子力本部長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10, 119の3) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の3) 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 定期安全レビュー(保安活動の実施状況の評価)内規 (10)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 発電所長
8.2.4 検査および試験	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規 (119の2)	発電所長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準 (133)	原子力本部長	設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領 (133) 非常事態対策要領 (133) 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

(従前の例)

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

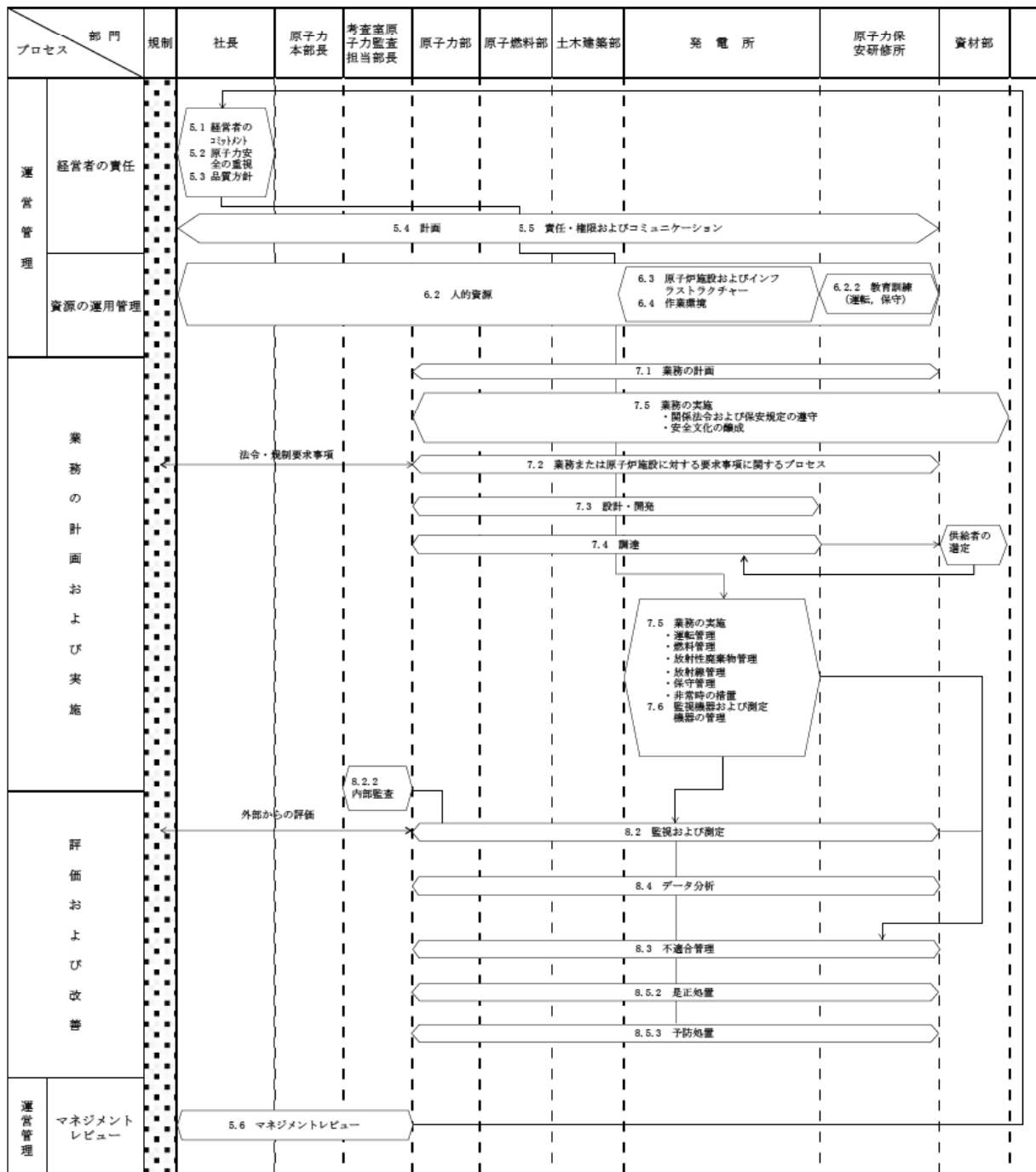


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4. 2. 3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 次の活動に必要な管理を規定した社内規定を定める。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
 - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 - c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4. 2. 4 記録の管理

- (1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を社内規定に定める。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 「5. 3 品質方針」により、品質方針を設定する。
- c) 「5. 4. 1 品質目標」により、品質目標が設定されることを確実にする。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
- e) 「5. 6 マネジメントレビュー」により、マネジメントレビューを実施する。
- f) 「6. 資源の運用管理」により、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、財産（設備等）保護よりも原子力安全を最優先に位置付け、業務または原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。（7.2.1および8.2.1参照）

5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 組織の目的に対して適切である。

- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合のとれたものである。

5. 4 計画

5. 4. 1 品質目標

- (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務または原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。

5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。

5. 5 責任・権限およびコミュニケーション

5. 5. 1 責任および権限

社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。

5. 5. 2 管理責任者

- (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る管理責任者に、考査室原子力監査担当部長を内部監査の管理責任者として任命する。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 組織全体にわたって、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにすることならびに原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の業務または原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5.4.1および8.2.3参照）

d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。
また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを次の活動により確実にする。

a) 会議（原子力発電所品質保証委員会，原子力発電安全委員会，伊方発電所安全運営委員会等）

b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知，指示および報告

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定を定め、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。

(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

a) 監査の結果

b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方

c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果

d) 予防処置および是正処置の状況

e) 安全文化の醸成のための取組み状況

f) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況

g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ

h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更

i) 改善のための提案

5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。

a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善

b) 業務の計画および実施にかかわる改善

c) 資源の必要性

6. 資源の運用管理

6. 1 資源の提供

組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。

資源のうち「6.2人的資源」，「6.3原子炉施設およびインフラストラクチャー」，「6.4作業環境」については、以下のとおり明確にし、提供する。

6. 2 人的資源

6. 2. 1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。

6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- a) 管理責任者を含め、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。

6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー

組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー(原子炉施設を除く。)を明確にし、維持する。

6. 4 作業環境

組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。

7. 業務の計画および実施

7. 1 業務の計画

- (1) 組織は、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
 - a) 業務または原子炉施設に対する品質目標および要求事項
 - b) 業務または原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
 - c) その業務または原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準
 - d) 業務または原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

7. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務または原子炉施設に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。

- a) 業務または原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されてはいないが、業務または原子炉施設に不可欠な要求事項

c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7. 2. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務または原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務または原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (4) 業務または原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務または原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。

7. 3 設計・開発

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の段階
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
 - c) 設計・開発に関する責任および権限
- (3) 組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。そのインプットには、次の事項を含める。
 - a) 機能および性能に関する要求事項
 - b) 適用される法令・規制要求事項
 - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を行う。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
 - d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。

7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 4 調達

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。

- (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する方法を定める。

7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
 - a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告および処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7. 4. 3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7. 5 業務の実施

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

7. 5. 1 業務の管理

組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視および測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。

- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認および要員の適格性確認
 - c) 所定の方法および手順の適用
 - d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)
 - e) 妥当性の再確認

7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務および原子炉施設を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定 of 要求事項に関連して、業務および原子炉施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務または原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 5. 4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。

7. 5. 5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7. 6 監視機器および測定機器の管理

組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を社内規定にて明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。
- (2) 組織は、監視および測定 of 要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
 - b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、

その機器, および影響を受けた業務または原子炉施設すべてに対して, 適切な処置をとる。
校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

- (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には, そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する。また, 必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8. 1 一般

- (1) 組織は, 次の事項のために必要となる監視, 測定, 分析および改善のプロセスを計画し, 実施する。
- a) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには, 統計的手法を含め, 適用可能な方法, およびその使用の程度を決定することを含める。

8. 2 監視および測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

組織は, 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして, 原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。

8. 2. 2 内部監査

組織は, 「内部品質監査要領」を定め, 次の事項を実施する。

- (1) 組織は, 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために, あらかじめ定められた間隔で, 客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。
- a) 品質マネジメントシステムが, 業務の計画(7.1参照)に適合しているか, JEAC4111の要求事項に適合しているか, および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され, 維持されているか。
- (2) 組織は, 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性, ならびにこれまでの監査結果を考慮して, 監査プログラムを策定する。監査の基準, 範囲, 頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては, 監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は, 自らの業務を監査しない。
- (3) 監査の計画および実施, 記録の作成および結果の報告に関する責任および権限, ならびに要求事項を規定する。
- (4) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は, 検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく, 必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには, とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。

8. 2. 3 プロセスの監視および測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

8. 2. 4 検査および試験

- (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。
- (4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

8. 3 不適合管理

- (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理ならびにそれに関連する責任および権限を規定した社内規定を定める。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。

8. 4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)

- b) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)
- c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)
- d) 供給者の能力(7.4参照)

8. 5 改善

8. 5. 1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8. 5. 2 是正処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
 - a) 不適合のレビュー
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d) 必要な処置の決定および実施
 - e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
 - f) とった是正処置の有効性のレビュー

8. 5. 3 予防処置

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

- (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見(良好事例を含む。)および他の施設から得られた知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。
- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。
 - a) 起こり得る不適合およびその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定および実施
 - d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)
 - e) とった予防処置の有効性のレビュー

第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会

(原子力発電安全委員会)

第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

- (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
- (2) 原子炉施設保安規定の変更
- (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条関連）
- (4) 本店所管の要領の制定および改正
- (5) その他委員会で定めた事項

3 原子力部長を委員長とする。

4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力部、原子燃料部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。

(伊方発電所安全運営委員会)

第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 運転管理に関する内規の制定および改正

- (a) 運転員の構成人員に関する事項
- (b) 当直の引継方法に関する事項
- (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項
- (d) 巡視点検に関する事項
- (e) 異常時の措置に関する事項
- (f) 警報発生時の措置に関する事項
- (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
- (i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉）
- (j) 火災、内部溢水（3号炉）発生時およびその他自然災害発生時等（3号炉）の体制の整備に関する事項
- (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉）

(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正

- (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
- (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
- (c) 燃料の検査および取替に関する事項

(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正

第4節 原子炉施設の定期的な評価

(原子炉施設の定期的な評価)

第10条 原子力部長は、各号炉毎および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。

- (1) 保安活動の実施の状況の評価
- (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価

2 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。

第 8 章 保守管理

(保守管理計画)

第 119 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

【保守管理計画】

1. 定 義

本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第 119 条の 3 に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。
- (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。

また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 (昭和 40 年通商産業省令第 62 号) (以下、「省令 62 号」という。)」に規定される設備 (2 号炉)
- (4) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備 (3 号炉)
- (5) 多様性拡張設備^{※1} (3 号炉)
- (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (7) その他自ら定める設備

※ 1 : 多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であ

るが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。

5. 保全重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。
なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために 5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。

- (a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動トリップ回数
- (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- (c) 工学的安全施設の計画外作動回数

b. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス 1, クラス 2 およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3 号炉）に対して以下のものを設定する。

- (a) 予防可能故障（MPFF）回数
- (b) 非待機（UA）時間※²

- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。

b. 系統レベルの保全活動管理指標

- (a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。
- (b) 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第 4 章第 3 節第 19 条から第 85 条の 2 の第 3 項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。

- (3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

※ 2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。
 - a. 点検計画（7.1 参照）
 - b. 補修、取替えおよび改造計画（7.2 参照）
 - c. 特別な保全計画（7.3 参照）
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
 - a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
 - b. 使用環境および設置環境
 - c. 劣化、故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
- (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7. 1 点検計画の策定

- (1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

- a. 予防保全
 - (a) 時間基準保全
 - (b) 状態基準保全
- b. 事後保全

- (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

- a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

 - (a) 点検の具体的方法
 - (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
 - (c) 実施頻度
 - (d) 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

- b. 状態基準保全
 - (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
 - ア 状態監視データの具体的採取方法
 - イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準
 - ウ 状態監視データ採取頻度
 - エ 実施時期
 - オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
 - (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - ア 巡視点検の具体的方法

イ 構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法

(c) 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。

ア 定例試験の具体的方法

イ 構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準

ウ 実施頻度

エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定

(1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※³の要否を含む。）を策定する。

(2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※3：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等），第 43 条の 3 の 9（工事の計画の認可），第 43 条の 3 の 10（工事の計画の届出），第 43 条の 3 の 11（使用前検査）および第 43 条の 3 の 13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画），第 49 条・第 50 条（使用前検査）および第 52 条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。

7. 3 特別な保全計画の策定

(1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。

a. 点検の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準

c. 点検の実施時期

8. 保全の実施

(1) 組織は，7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。

(2) 組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。

a. 工事計画

b. 設計管理

c. 調達管理

d. 工事管理

(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

(1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。

a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 組織は、(1)a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブルなど運転経験

d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果

e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ

f. リスク情報、科学的知見

(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検および取替結果の評価

b. 劣化トレンドによる評価

c. 類似機器等のベンチマークによる評価

d. 研究成果等による評価

(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および 2. の保守管理目標の達成度から、定期的に

第10章 保安教育

(所員への保安教育)

第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

(協力会社従業員への保安教育)

第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。

なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1、表130－2および表130－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子 力発電所新規 配属時)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業 務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済 燃料またはこ れらによって 汚染された物 を取扱う業務 に就かせる時
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響	
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃 棄の作業の方法・順序	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制および評価、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の運転 に関すること	運転管理	臨界管理に関すること	
			運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること	
			運転上の制限に関すること	
			異常時の措置に関すること	
			原子炉物理・理論に関すること	
			巡視点検に関すること	
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること	
			異常時対応(現場機器対応)※3	
			異常時対応(中央制御室内対応)※3	
			異常時対応(指揮、状況判断)※3	
	放射線管理に関する こと	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)	
			シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練)	
			シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の 対応・判断・指揮命令訓練)	
		保守管理	保守管理計画に関すること	
放射線業 務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制および評価、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
その他 反復教育	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い	1回/10年毎 以上
			管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること	
			線量限度等、被ばく管理に関すること	
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること	
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること	
			協力会社の放射線防護に関すること	
		放射性廃棄物管理 燃料管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること	
			燃料管理における臨界管理	
			燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること	
非常の場合に講ずべき処置に関すること			緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する こと(アクシデントマネジメント対応を含む)	1回/年以上
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉 施設の保全のための活動に関すること	
			火災、内部溢水およびその他自然災害(地震、津波、 竜巻、火山(降灰)等)発生時の措置に関すること	

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災
内部溢水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含み、その実施時期は1回/年以上
とする。

※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

対象者と教育時間 ※2						
運転員			放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
当直長 副当直長	主任 班長	運転員				
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表130-2参照						
対象者と実施時期、教育時間については、表130-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
					○ (1時間以上)	×
					×	
					○ (1時間以上)	
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間については、表130-3参照					○ (0.5時間以上)	×
					○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

():合計の教育時間

表130-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	運	
		当直長 副当直長	主任 班長
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域に関する事	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
関係法令および保安規定の遵守に関する事 ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線管理に関する事 ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業		
放射線管理に関する事 ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視		
放射線管理に関する事 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去		
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ・放射線管理に関する事 ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い		
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
転員		燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

表130-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類 (項目)	細目	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則, 品質保証, 保安管理体制および評価, 保安教育, 記録および報告に関する規則の概要, ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要
			運転上の留意事項の概要
			運転上の制限の概要
			異常時の措置の概要
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度
		異常時対応※3 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要
			各設備の運転操作の概要(現場操作)
			警報発生時の対応操作(現場操作)
			異常時操作の対応(現場操作)
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠
			運転上の留意事項の基準値と管理方法
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠
		巡視点検・定期的検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値
		異常時対応※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目
			各設備の運転操作と監視項目
			警報発生時の対応操作(中央制御室)
			異常時操作の対応(中央制御室)
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠
			異常時操作の対応(判断・指揮命令)
			警報発生時の監視項目
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の検査項目概要
		保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の検査項目の根拠
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、内部溢水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含む。

対象者 ※1					実施頻度および時間
運転員					
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者	燃料取替の 業務に関わる者	
◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内）
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	
◎	◎	◎	×	×	
			◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）		
			×		
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	×	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
×	◎	×	×	×	
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ）	×	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上 ※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内）
◎	◎	◎	×	◎	

◎: 全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×: 教育の対象外

第11章 記録および報告

(記 録)

- 第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号、第43号、第49号および第50号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表132-1

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況 ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

表132-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
6. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間
7. 炉心の中性子束密度		10年間
8. 炉心の温度		10年間
9. 冷却材入口温度	モード1および2において1時間ごと	10年間
10. 冷却材出口温度		10年間
11. 冷却材圧力		10年間
12. 冷却材流量		10年間
13. 制御棒位置		1年間
14. 再結合装置内の温度（3号炉） （1）静的触媒式水素再結合装置温度 （2）イグナイタ温度	運転中※ ² 1時間ごと	1年間
15. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度 および毎日の補給量	モード1および2において毎日1回	1年間
16. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
19. 運転開始日時	その都度	1年間
20. 臨界到達日時	同上	1年間
21. 運転切替日時	同上	1年間
22. 緊急しゃ断日時	同上	1年間
23. 運転停止日時	同上	1年間
24. 警報装置から発せられた警報の内容※ ³	同上	1年間
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間

表132-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※ ⁴ の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※6

表132-1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
38. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 6
39. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1 年間
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 6
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 6
42. 事故の原因	同上	※ 6
43. 事故後の処置	同上	※ 6
44. 風向および風速	連続して	10年間
45. 降雨量	同上	10年間
46. 大気温度	同上	10年間
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間
48. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間
49. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ 6
50. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果		

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。

※ 2：添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは，省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報（2 号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報（3 号炉）をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表132- 2

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間

表132- 3

記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

表132－4※⁷

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第3条4.2.1表1に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第3条4.2.1表1に定める組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 第3条4.2.1c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	5年

※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。